

事業計画書

【注意事項】

1部あたり50ページ程度を限度に作成してください。

1 運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組を具体的に記載してください。

はじめに

地域の皆様と地域の強みやニーズ等の情報を共有しながら、西区地域福祉保健計画「にこまちプラン」や「よこはまポジティブエイジング計画」に沿って、より魅力的な地域となるように、地域の皆様の活動を支援し、取り組んでいきます。また、地域ケアプラザを中心とした横浜型地域包括ケアシステムを推進していきます。さらに、市の障害者プランや子ども・子育て支援事業計画、健康横浜21等の理念、方針及び取組推進の方向性、西区運営方針・防災計画、福祉避難所・運営マニュアル等に基づいて、誰もが自分らしく健やかに暮らせる地域づくりを進めています。

■ 「地域とともに歩む」姿勢

我々が大切にしていることは「地域とともに歩む」という、住民の皆様に寄り添い地域の一員として、サポートしていくという姿勢です。所長、地域包括支援センター職員（保健師職・主任ケアマネジャー・社会福祉士）、地域活動交流コーディネーター、生活支援コーディネーターの6職種（以下、「6職種」という。）を始めとする、地域ケアプラザのすべての職員が協力しながら地域支援を行います。担当するエリアの高齢者・子ども・障害者など全ての人々が、生きがいを感じ、お互いに協力し合うことができる**地域共生社会の実現**を目指し、これからも住民の皆様とのつながりを大切にして、地域の中で、見守り、支えあう仕組みづくりのために、各専門職が協力・連携しながら伴走型支援に努めます。

地域包括ケアシステムの推進

■ 地域支援チームの一員として横浜型地域包括ケアシステム構築に向けて

横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた「西区アクションプラン」に基づき、5つの分野である「在宅医療・介護連携」、「生活支援や社会参加の充実」、「健康づくり・介護予防」「認知症対策」に取り組み、**西区地域福祉保健計画「にこまちプラン」**と一体的に進めています。横浜市、国の動向、社会情勢、地域の状況の変化に応じた課題解決と地域づくりを進めています。

また、地域支援チームの一員として、区役所や区社会福祉協議会、隣接する地域ケアプラザと連携を図り、「にこまちプラン（西区地域福祉保健計画）」の推進に取り組んでいきます。

指定管理者としての取組

ア 高齢者支援

- (ア) 住み慣れた地域で自立した生活を目指し、生活の質（QOL）の維持向上を図る取組として、**フレイル予防**や健康に過ごしていただくための医療講演会、フレイル予防講座等を地域の医療機関や民間企業・事業所の協力を得て開催します。
- (イ) 地域住民によるサロンの運営等の支援を行いながら、地域ケアプラザだけでなく、町内会館やエリア内の施設を活用し、地域住民のより身近な場所で**アウトリーチ型の講座**「出前講座」等を開催していきます。
- (ウ) 住み慣れた地域で暮らすことができるよう、お一人おひとりの相談ごとに丁寧に対応し、**個別の支援**を行う中で、地域の同じ傾向がある課題に対して、地域の中で解決できるような仕組みづくりに取り組んでいきます。
- (エ) 高齢者がいつまでも住み慣れた地域の中で暮らしていくための地域の基盤作りとして、認知症サポーター養成講座や権利擁護、消費者被害から**身を守るための講座**等を実施します。
- (オ) 高齢者がさまざまな地域活動に参加し**他者との交流を持つ**ことで、「受け手」「支え手」という関係を超えたつながりをつくるとともに、自身の介護予防につなげていけるように取り組んでいきます。
- (カ) サロン等の活動では女性に比べ男性の参加が少ない傾向にあります。**シニア男性が「参加したい。」と思える場づくり**を男性たちとともにを行い、仲間づくりを進めることでフレイル予防になるとともに、誰もが身近な地域の中で取り組めるボランティア活動の支援をしていきます。

イ 子育て支援

- (ア) 乳幼児やその保護者を対象とした事業が地域住民の主催で多数開催されています。それらの事業に参加し、子育て事業のキーパーソンになっている方々とつながり、情報収集を行うとともに、未就園乳幼児や**子育て世代の人たちが地域の中でつながる**機会を作ります。
- (イ) 区こども家庭支援課・区社会福祉協議会・地域子育て支援拠点と協働で、地域の中にある保育園・幼稚園、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、保健活動推進員、子育て支援団体等、地域内にある子育て支援に関わっている関係者が、**情報共有・意見交換を行う場**を作ります。
- (ウ) 地域のなかの子どもの数が少なくなっている中で、子育て事業に参加してくる乳幼児、子育て世代の人たちへ地域ケアプラザとして取り組んでいる**事業等の周知**に努め、地域への関心が高まるよう取り組んでいきます
- (エ) 地域ケアプラザを利用している高齢者と子育て世代、子どもたちが**世代を超えて楽しく集う場**を作ります。

ウ 障害者支援

- (ア) 障害の種別や年齢を問わず障害があっても**地域の中で安全に安心して暮らしていくため**に基幹相談支援センターと自立支援協議会等と連携していきます。また、地域に向けて障害に対する理解が深まるよう啓発活動を行います。
- (イ) 区社会福祉協議会やNPO法人等と協働し、障害者の支援活動の開催等、事業を実施する中で、他の団体等多くの人と交流する機会をつくり、**お互いを知り協力しあえる関係性づくり**の構築に取り組みます。

(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組について

地域住民や関係者と連携・協働して、情報収集及びデータ分析等により、地域の特色や魅力、課題を把握できる具体的な計画を記載してください。

上記により把握した課題を地域において解決するため、また魅力をより発揮するための関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

地域ケアプラザの周辺地域の状況と情報収集及びデータ分析等

西区内でも、当地域ケアプラザのエリアの高齢化率は、令和6年3月時点で24.19%（西区平均19.50%）と**区内4地域ケアプラザのエリアの中で一番高い高齢化率**となっています。令和4年に比べると24.99%で微減となっています。

古くからの藤棚商店街を中心に、一歩中に入れば**山坂が多い地域**で緊急車両の通行が困難な場所も混在しています。

ア 情報収集

情報収集の方法としては、地域ケア会議等で地域団体等からの通いの場、居場所等の情報共有を行っています。また、地域での会議、イベントに参加し、その特徴を知り、情報収集を行っていきます。

- ・第3地区連合町内会定例会
- ・第3・4地区民生児童委員協議会
- ・第3・4地区社会福祉協議会役員会
- ・エリア内福祉・公共施設、ボランティア団体等
- ・ふれあい会
- ・各種イベント、お客様の口コミ情報等
- ・デイサービス・ケアマネジャー等介護事業所、医療関係者等

当地域ケアプラザの職員の情報への感度を高め、あらゆる方面からの情報をキャッチできるようにします。

イ データ分析

得られた情報は、エリア全体だけでなく、町内会単位で、区から提供される地区概況シートや

各種調査結果のデータを加え、また、地域ケアプラザで独自にアンケートを行った結果などを含めて、**当法人独自の地域アセスメントシート**にまとめ、分析し、地域ケアプラザとしての行動計画を作っていきます。

ウ 行動計画

行動計画にあたり、自主事業の方向性や出前講座の内容、地域活動での役割等を検討していきます。重要な課題である地域活動の担い手不足に対する支援方法等も検討していきます。

地域ケアプラザとしての行動計画に基づき、区の地区支援チーム等で検討・共有し、地域の方々とご相談し、健康で安心して暮らせる、つながりやふれあいのある地域をつくるため、課題を検討するだけでなく、**成功体験や魅力がわかるデータを共有**しながら、地域の皆様と共に地域づくりを進めていきます。

地域の魅力

何世代にも渡って住まわれている方も多く、盆踊りが各自治会町内会で開催され、昔から地域の協力体制ができています。隣近所の付き合いが深い家庭も残っており、**温かく人情味のある地域の繋がり**のあるエリアです。

通いの場調査では、通いの場が多く、109か所、1,647人の参加があり、高齢者人口に対する参加率は、38.83%（区平均17.72%）で、区内4地域ケアプラザ中1位となっています。

通いの場への参加意欲が高く、口コミで誘い合い、通いの場に参加している方が多くなっています。

地域には7つの障害の施設があり、「福祉フェスタ」や「福祉施設を知る」等で、障害者への理解を深める機会が多くあります。

小学校や中学校の児童・生徒が、ボランティアとして地域のイベントなどで活躍しています。

地域の課題

ア 高齢者

令和6年の要介護認定率22.73%（西区平均20.42%）は、令和2年の21.58%に比べ、微増となっています。高齢者の独居世帯割合も16.74%（西区平均13.14%）と高く、要介護状態になつても一人で暮らしている方が多くいます。

令和4年の健康とくらしの調査によりますと、**孤食者割合（誰かと一緒に食事をする機会が「ほとんどない」）も高く**、要介護リスクにおいては、**運動機能低下が市内で1番目に高く**、主観的健康観も低いことが課題となっています。

イ 子育て・子ども

共働きの家庭が増えており、**地域とのつながりが希薄**になっています。親子が孤立しないよう、気軽に子育ての大変さや経験を共有できる場や機会の提供が必要です。

ウ 障害者

高齢化が進むにつれ、**障害のある方と高齢の親の世帯の相談**も増えており、高齢の親の介護

の問題、親なき後の備え等多くの課題があります。

世帯全体の支援、障害のある方が高齢化した時の支援等について、具体的な事例を積み上げ、関係機関とのきめ細かな連携が必要となっています。

ア 防災・防犯

- (ア) 山坂があり、**土砂災害警戒区域が多く**、自助・共助が求められます。
- (イ) 要援護者への対応など、地域における日頃からの顔の見える関係づくりが重要です。また、要援護者支援の取組の充実が求められています。
- (ウ) 西区のハザードマップ（洪水・内水・高潮）でも担当エリア内の一部が**浸水エリア**になっています。また、坂上の地域では、**土砂災害警戒区域**に指定されています。
- (エ) 消費者詐欺などの被害もあり、啓発や対策が必要です。

将来像

誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくりを目指します。

- ・ 自分から支援を求めることができない人、誰にも相談することができない人が、孤立することのないよう、身近な相談場所として地域ケアプラザが周知されている。
- ・ 高齢者を支えていく「地域包括ケアシステム」が構築されている。
- ・ 地域全体での子ども・子育て家庭を支援し、仲間が増えている。
- ・ 障害者の多様な活動を支援する体制づくりができている。
- ・ 災害に強い街を作るため、地域の防災力の向上が図られている。
- ・ 町の魅力を活かしながら、暮らしや活動を支える地域コミュニティの活性化や生活環境が整っている。

具体的な取組

ア 高齢者支援

山坂の多い地域では、集える場所や通いの場所を多くし、情報提供を充実していきます。地域ケアプラザの職員が行う事業だけでなく、通いの場で、住民同士が楽しく活動できるよう支援していきます。

相談や地域の情報から孤立が心配な方を通いの場やボランティア活動などにつなげていきます。

地域の皆様に成年後見制度や様々な制度について紹介し、多くの方に理解され、普及するよう努めています。

ア 年間を通じた健康維持、仲間づくり、担い手の育成

- ① **大人の学校「ふじだな夢学園」**を開校、文科系の講座と運動をセットにした自主事業を行っています。地域活動の人材发掘の場としての役割もあり、今後、自主化していくよう支援していきます。

	<p>② さらに、誰でも気軽に参加でき、楽しく多世代交流につながることを目的に、令和6年度からゲームスポーツ（ボーリング、太鼓等）を取り入れています。</p> <p>③ 体操教室や脳トレなどのフレイル予防を進めていきます。</p>
イ 健康で自立した生活	<p>① 山坂が多く細い道が入り組んでいる場所も多くあります。このような地域状況から、出張相談や出前講座を実施し、相談や情報提供の機会の確保に取り組んでいきます。</p> <p>② 自治会町内会や地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、シニアクラブ、ふれあい会等、既存の団体と協働して見守りネットワークを構築していきます。</p> <p>③ 介護サービスの最新情報はもちろん、地域のインフォーマルサービスの情報を収集し、高齢者に限らず、子育て・障害の地域の相談窓口として、支援を必要とする方に情報提供します。また地域の身近な場所で高齢者自ら介護予防できるよう、通いの場を創出するように支援していきます。</p>
ウ 権利擁護	成年後見制度等の利用促進のための講座や相談会、エンディングノートの普及を進め、自らの意思で自身の生き方を選択し、最後まで自分らしく生きることができ、その 意思を他者へ伝えること を支援していきます。
エ 地域・医療・介護の関係づくり	在宅医療相談室、医療機関、薬局、ケアマネジャーと連携し、地域ケア会議等で進めます。また、サービス事業者や医療機関、専門機関とのネットワークづくりを進めます。

イ 子育て支援

親子の子育て支援事業や、障害者余暇支援などの事業を通じて相談、情報提供、交流ができる場を設けていきます。また地域の子育て支援に関わる団体や自主グループとの情報交換の場として、「**子育て支援ネットワーク会議**」を開催していきます。

(ア) 年間を通じた健康維持、仲間づくり、担い手の育成	自主事業において、歌や手あそびなどの 未就学児の親子対象のプログラム を行います。
(イ) 小中学生のボランティア活動の支援・認知症への理解啓発	小学校・中学校と連携 し、地域でのボランティア活動の支援、高齢者との交流、認知症の理解の啓発に取り組みます。
(ウ) 多世代交流の促進	第3地区のシニアクラブが行っているベゴマやけん玉などの「昔あそび」等で、子どもたちと 高齢者の交流の機会を支援 して

	いきます。
(エ) 支援を必要とする方への情報提供	子育て支援の地域の相談窓口として、支援を必要とする方に情報を提供します。

ウ 障害者支援

地域に7つの障害の施設があるという特徴を生かし、年に数回の所長会を開催し、共に課題を共有して年に1回「福祉フェスタ」や「福祉施設を知る」で障害や高齢の理解を深める機会を作っています。

(ア) 余暇支援事業の実施	自主事業として、障害者の余暇支援事業を行い、情報交換、交流の場として、障害者の支援に取り組みます。
(イ) 障害理解のための事業開催	エリア内の障害者施設と連携し、福祉フェスタや障害理解のための事業を開催していきます。
(ウ) 地域団体等と連携して行う啓発活動	区社会福祉協議会の障害者部会、自立支援協議会、障害者施設等と連携し、地域に対しての障害に対する理解が深まるよう啓発活動を行います。「チームにしまる」等の地域団体の活動に協力していきます。
(エ) 相談機関との連携と協力し合えるネットワークづくり	相談窓口として、「基幹型相談室ねくさす」や適切な相談機関につなげられるよう日頃から連携し、研修や制度理解を進め、協力し合えるネットワークづくりに努めます。

エ 防災・防犯

(ア) 災害への備えの必要性の啓発・非常時の協力関係強化	防災に向け、地域ケアプラザは災害時の 福祉避難場所として、区と協定 を結んでいます。また、法人として全体で業務継続計画（B C P）を策定しています。
(イ) 要援護者との顔の見える関係づくり	災害時には福祉避難所としての役割を担うとともに、地域の要援護の方々との顔の見える関係づくりの必要性についても周知啓発していきます。
(ウ) 消費者被害・特殊詐欺などの防犯対策の周知	消費者被害や特殊詐欺などについて、シニアクラブや地域の事業などで出前講座を開催するなど、機会あるごとに防犯対策について周知していきます。

関係団体等との連携方法

地域には障害施設も多く、行政、区社会福祉協議会、地域の方も交え地区懇談会や自立支援協議会、医療・介護関係者との会議での共有、さらに日常的に困ったことがあれば、いつでも相談し

あえる環境を作っています。 医療・介護事業者と地域の団体やボランティア等との連携については、地域ケア会議や各種団体の会議等で顔の見える関係をつくりながら、つながりづくりを支援していきます。

(3) 担当地域における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加え、他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

地域の関係機関・行政・区社会福祉協議会との連携

- ア 担当する第3地区、第4地区の支援チームとして、行政、西区社会福祉協議会と共に共通の視点を持ち協働していきます。
- イ 第3地区では**地区懇談会の3つの部会に職員が入り**、地域支援を行っていきます。
- ウ 民生委員・児童委員との連携を密にして、地域で孤立する可能性のある高齢者に関する情報共有を図ります。

区役所との連携

- ア 区役所とは、所長会・各地域ケアプラザの職種ごとの連携会議、介護保険の認定等様々な場面で**日常的に連携**していきます。
- イ 地域包括支援センターの毎月のカンファレンスで対応困難なケースの情報共有と解決策を検討します。
- ウ 権利擁護等の事案が発生した場合は、綿密に連絡を取り合っていきます。

西区社会福祉協議会との連携

- ア 区社会福祉協議会1層コーディネーターと連携して、**地域課題に有効な資源の開発**に努めています。
- イ 権利擁護事業のあんしんセンターと連携・支援をしていきます。
- ウ ボランティア育成やボランティアコーディネートに関して引き続き協力体制を取っていきます。

関係機関及びその他さまざまな団体との連携

- ア 区内では**「地域センターハイ会議」を開催**して、区内の地域包括支援センターメンバーや障害施設、就労センター、地域子育て支援拠点など、どこで相談を受けても専門の機関に相談できるように普段からお互いの仕事への理解や状況を把握して区内の方への支援に取り組んでいきます。
- イ さらに、地域センターハイ会議で、区内の福祉関係の相談先を掲載したクリアファイルを独自に作成したり、区が中心となりリーフレットを作成するなど、積極的に広報していきます。

他の地域ケアプラザとの連携

- ア 区内の地域ケアプラザとは、地域住民向けの講座やイベントでの健康チェックなどの合同実施、職員研修の合同実施等、年間を通じて連携しています。
- イ 今後、各ケアプラザの広報紙に同一内容を掲載することなども行っていきます。

(4) 合築施設との連携について

同一敷地内に合築している市民利用施設との連携方法について、具体的に記載してください。

同一敷地内にある「**藤棚地区センター**」とは、毎年6月のおまつりを合同で開催しています。おまつりでは、最後に盆踊りを取り入れ、地域の方に、楽しんで盛り上がっていただける機会を作っています。また、合同の消防訓練の開催や消防フェスタで消防署の方にも来ていただき開催しています。合築の施設のメンテナンスも含めて、課題の共有のために、**四半期ごとに話し合いの機会**を作り、連携しながら地域づくりを進めていきます。お互いの賃室状況や事業についての情報交換を行い、地域の皆様に使いやすい場の提供を行っていきます。

2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、事業実績等について、記載してください。

基本理念

基本理念 1

お客さまの満足

- 「お客さまから必要とされる」ことが協会の存在理由です。お客さまのご満足を第一に「お客さまの生活、お客さまが必要とされること、お客さまの気持ち・願いにそって、高品質のサービスを提供する」ことを徹底して追求します。
- 日常活動において、お客さまへの迅速な対応、約束の遵守、適切な電話応対・挨拶等ビジネスマナーの基本を確実に実践します。

基本理念 2

人を大切にし 共に育ちあう協会風土

- 協会を支えるのは、職員一人ひとりの「人」そのものです。職員が、互いに高めあい支えあいながら、より高いスキル、よりしっかりした人権感覚、いつも変わらぬ温かい思いやりの心を目指す協会風土をつくります。
- 職員が誇りと生きがいを感じることができる協会を目指します。

基本理念 3

公正で透明感のある協会倫理

- 公正、責任、透明性を重んじ、社会から信頼される行動に努めます。
- 社会とのコミュニケーションが私たちを鍛え、育てくれるとの認識に立ち、お客さまからのご意見・ご要望・苦情等への対応を明確にし、情報開示、説明責任を重視します。

この理念を具現化するために、常勤・非常勤職員は右記の**約束(エンゲージメント)**について誓約した上で採用しています。

また、中期経営計画（令和2年度～6年度）を策定し、以下の基本方針の下、運営をしています。なお、現在次期中期経営計画（令和7年度～11年度）を策定中です。

<エンゲージメント>

令和5年4月1日

協会の理念と私たちの約束

お客さまの満足

- お客さまのお話はしっかりとお聞きし、その気持ちと願いを受けて行動します
- 対応は迅速・ていねいを心がけ、お客さまとの約束は守ります
- 安全・高品質のサービスを提供し、お客さまに必要とされる存在になります

人を大切にし共に育ちあう協会風土

- 人権感覚を大切に、仲間とともに働きやすい職場をつくります
- より高いスキル、新しい知識を獲得するため、自ら学び常に努力し、日々成長します
- 協会の経営向上に貢献し、変化をおそれず何事にもチャレンジします

公正で透明感のある協会倫理

- 私たちは信用が第一。法令・協会や社会のルールを守ります
- 公正・責任・透明性を大切に行動し、報告・連絡・相談を怠りません
- 苦情・ご意見は宝物。速やかに対応し、明日の改善に生かします

基本方針

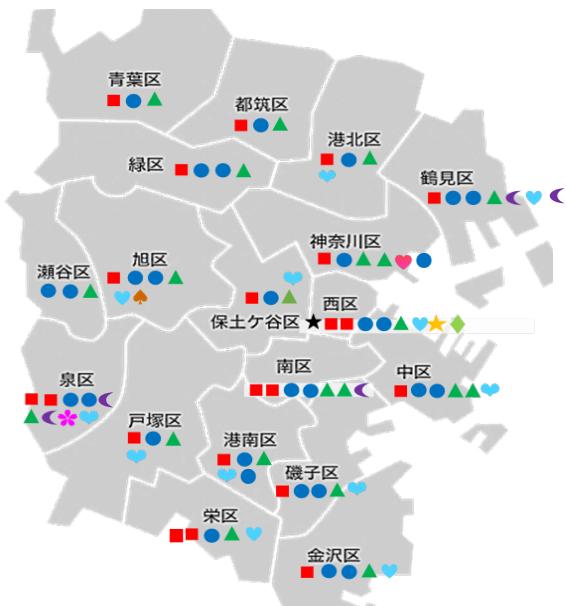
- ア 基本理念に基づいたお客さまお一人おひとりにきちんと向き合ったサービス提供をいたします。
- イ **市内全域で在宅・施設サービスの両面を総合的にサポートできる福祉サービス提供体制を目指します。**

<事業所>

- ① 地域ケアプラザ (■) 21館(※1)
- ② 訪問介護事業所 (●) 32事業所
- ③ 居宅介護支援事業所 (▲) 21事業所(※2)
- ④ 老人ホーム (⌚) 5施設
- ⑤ 訪問看護事業所 (⌚) 13事業所
- ⑥ 福祉用具センター (★) 1事業所
- ⑦ 地域密着型デイサービス (▲) 1事業所
- ⑧ 小規模多機能型居宅介護 (✿) 1事業所
- ⑨ 生活援助員派遣事業 (◆) 1事業所
- ⑩ 本部 (★)

※1 うち、通所介護・認知症対応型通所介護
19事業所含む

※2 地域ケアプラザの居宅介護支援事業所（21事業所）と老人ホーム（2事業所）を除く



- ウ 徹底した専門性を追求し、質の高いサービスを提供できるよう研鑽を積んでいきます。
- エ 職員の心身の健康増進に努めます。平成 30 年 9 月に「健康経営宣言」を行い、令和 6 年 4 月より**「横浜健康経営認証クラス AA」**の承認を受けました。
- オ 理事会を中心としたガバナンスを基に**健全で安定した経営**を行います。監査法人による監査や内部監査を実施し、透明性・健全性・安定性を維持していきます。



組織の沿革と事業実績

社会福祉法人横浜市福祉サービス協会は、昭和 59 年 12 月に財団法人として設立され、平成 9 年 1 月に地域ケアプラザや老人ホーム運営のため、社会福祉法人となり、令和 6 年 12 月には設立から 40 周年を迎えました。これまで 40 年間にわたり、横浜の地でお客さまへの質の高いサービス提供のため、「できるコト、まだまだ。」を合言葉に歩んできました。

※ 業務実績は別添資料（令和 5 年度事業報告書・令和 5 年度収支計算書）に記載

社会貢献事業

- ア 横浜市に根差した社会福祉法人として、地域の皆さまを対象に介護技術や情報、高齢者向けの調理実習、福祉用具の有効活用など在宅生活に役立つ情報提供を行っています。
- イ 小中学校等への職業講話などの出前講座や職業体験の受入を実施し、介護の基礎知識の普及と介護職の魅力ややりがいを伝え、福祉の人づくりに貢献しています。



介護技術動画の公開（法人サイトより）

DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

令和 6 年度に人事管理システムを導入し、今後新たな勤怠管理、給与システムの導入等に向か、ロードマップを作成し、事務の効率化を図ります。

(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

予算の執行状況

理事会の承認を得た予算計画に基づいた執行を原則とし、毎月各部門別に実施している収支振り返りや四半期ごとに実施している経営会議等において、予算執行状況を把握し、適正な管理の徹底を図っています。

また、毎月顧問税理士法人による会計チェックを受け、予算の執行状況を確認しています。

さらに、監査法人により、会計監査及び指導を受け、適正な財務管理に努めています。

法人税等の滞納の有無

社会福祉法人の法人税は原則非課税で、消費税については顧問税理士法人の指導を受け適正額を納付しています。なお、令和5年度分の消費税納税額は5,975万円です。

財政状況の健全性

令和5年度決算時における純資産比率 86.7%、流動比率 230.1%と負債を抱えない堅実な経営を行っています。

独立行政法人福祉医療機構から特別養護老人ホーム建設資金として2億円を借り入れていますが、計画に基づき返済し、安全に資金管理を行っています。

安定した経営基盤

安定した経営基盤を作るため、地域ケアプラザや老人ホーム、介護事務所の各課題についてプロジェクトを組み課題解決を図る等、収支向上に努めています。また、経営の安定化や将来の新規事業展開等に備えるため、計画的に積み立てを継続していきます。また、直近3年間は、資金収支計算書の事業活動収入が130億円以上、事業活動資金収支差額が3億円を上回る安定した経営を続けています。

財政面以外でも、40年を超える実績、地域との信頼関係が法人の財産であり、安定した地域福祉の推進を継続するため、このような良好な関係性をさらに高めていきます。

3 職員配置及び育成

(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

人員配置

約4,000人の職員と60の事業所を運営する法人として、その規模の大きさを生かして人材育成をすすめ、地域ケアプラザ所長（予定者）については、福祉の現場や施設運営の経験を重ねた者の中から施設の管理運営を統括し、地域の皆様と良好なコミュニケーションの取れる力量ある人材を充てていきます。

また、職員については本人の意向とキャリアパスも踏まえた人員配置に努めています。

勤務体制

ローテーションによる夜間開閉館に合わせた遅番職員の配置や土日の勤務、サブコーディネーターなどの非常勤職員の雇用など、開館時間に合わせ適切に職員を配置していきます。

特に地域の方からのご相談を受ける地域包括支援センター職員については、いつでも対応できるよう体制を整えています。

必要な有資格者・経験者の確保策

地域ケアプラザの各事業において、お客さまに満足していただけるサービスを提供するには、職員の質と量の両方の確保が重要と考えます。求人に際しては、協会の充実した人事給与・福利

厚生制度等を積極的に周知し、新卒採用や必要な専門職の確保に努めます。

また、入職後は、プリセプター制度やメンター制度の活用だけでなく新卒採用者のキャリアパスを明確にし、離職防止につなげます。



プリセプター制度

ア 新規採用

- (ア) オンライン説明会などの活用と内定者向け交流会や研修による辞退者の防止
- (イ) 大学や専門学校、高等学校との関係性の強化
- (ウ) 法人ホームページの採用サイトの情報充実
- (エ) 職業訓練校や社会福祉協議会、市の就労支援事業などの就職ガイダンスへの参加などキャリア採用における専門職の確保
- (オ) 管理職経験のあるキャリアの採用
- (カ) 「ノーリフティングケア」の手法を用いた介護スキルを組み入れた演習など、特色ある介護職員初任者研修による採用者の確保



ノーリフティングケア研修

イ 必要な有資格者の確保と離職防止

- (ア) 資格取得支援のための研修の実施と一部資格の受験費用の補助
- (イ) プリセプターによる支援
- (ウ) キャリアアップを意識した人事異動
- (エ) 職員が抱える業務上の「不安」「悩み」「人間関係」等を電話や面接で聴き一緒に考え孤立を防ぐ「ふれあい110番」制度
- (オ) 「職員満足度調査」の実施と職場環境の改善

ウ 管理職の確保

- (ア) キャリアビジョンと目標管理のため上司が全職員と定期的に面接を行うなど、将来的な管理職の育成
- (イ) 経験年数や個々の職員の課題に応じた研修による人材育成
- (ウ) 所属長の推薦など、課長補佐職への昇任を促すための働きかけの強化と昇任試験制度
- (エ) 管理職経験のあるキャリア採用（再掲）
- (オ) 管理職としての必要な知識を身に着けるための研修実施

(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

地域ケアプラザを利用されるお客様に常に満足していただけるサービス内容にしていくためにも、当法人では福祉専門職としての能力向上と専門資格取得促進が重要と考えます。

そのために日常的なOJT体制を重視するとともに、新人教育はもちろん、採用時研修や採用年次による定期的な研修、フォローアップ研修で質を高め、介護福祉士や介護支援専門員、社会福祉士等の資格取得を正規職員・非常勤職員を問わず奨励・支援しています。さらに、お客様への質の高いサービス提供を目指して、接遇・マナーの向上にも力を入れています。

また、法人本部ビル内に研修センターを設置し、職種・年齢層・入社年数・職制等様々な区分による研修を実施し、人材育成に努めています。



研修センター主催研修

<研修センター主催研修実績>

	令和5年度		令和4年度	
	回数	受講者数	回数	受講者数
階層別	43	840	39	627
課題別	21	540	19	362
職種別	68	881	70	860
資格取得	15	431	19	449
合計	147	2,692	147	2,298

令和5年度の研修実績は、事業所ごとの職場研修等を含め延べ実施回数2,332回、延べ参加職員数は、33,219名となっています。

また、法人内の地域ケアプラザに勤務する職員を対象に職種別の専門職会議を定期的に開催し、業務を行う上での生産性と専門性の向上に努めています。

その他、正規職員・非常勤職員ともに対象とし、研修受講費など費用面で資格取得をサポートする資格取得支援制度や、介護福祉士実務者研修、喀痰吸引等研修など、職員のスキルアップや資格取得を支援しています。

4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組について

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、維持保全（施設・設備の点検等）計画及び修繕計画について、具体的に記載してください。

地域ケアプラザは高齢者、障害者、乳幼児等、地域の様々な方が利用されます。そのため当法人では安全確保を最優先するとともに、常に「地域の皆様が快適に安心して利用できるよう施設・設備の安全と清潔を確保する」ことに最善の注意を払います。

地区センターとの合築施設であるため、館内他施設の管理者とも施設長会議等で協議し、地域

の皆様に快適・安全に利用していただけるよう施設・設備の保守管理に努めます。

なお、定期点検は専門業者へ委託して、安全の徹底を図ります。

保守点検

設備総合巡視、空調設備、消防設備、エレベーター・自動ドア、機械警備、冷暖房機器、ボイラー、自家用電気工作物、自動制御盤等の保守点検を定期的に行ってています。

施設清掃・整頓

施設の清掃につきましては、日常的に行い清潔を保持していくとともに、空調のフィルター清掃等も定期的に行い、空気環境の清浄度の維持、向上に努めています。

また、車椅子や杖歩行の方にも安全に利用していただくために、通路に物を置かない等、安全面に配慮しています。

衛生管理

- ア 建築物環境衛生管理、簡易水質検査、害虫駆除等を定期的に行ってています。特に調理室は、調理室専用の履物を用意するなど、衛生管理には万全を期しています。
- イ 館内入口や洗面所に手指消毒液を設置するなど感染症予防にも注意を払い、手洗いの徹底を職員が励行し、お客さまに対しての呼びかけもポスター等で行います。
- ウ 感染症発生時に「感染症及び食中毒の発生予防及びまん延防止に関するマニュアル」に基づき職員が迅速、かつ的確に対処できるよう研修や訓練を行っています。
- エ 衛生委員会を毎月実施し、産業医の指導により館内の安全・衛生の徹底と職員自身の健康管理に努めています。

緑化の管理

空きスペースの植栽や、菜園等により緑化の推進に努めています。

改善・改修

定期点検や日常管理で発見された不備は、適切・迅速に対応し、利用されるお客さまが安心して、また安全にご利用いただけるよう保守管理を行っています。建物の老朽化に伴う改修については、区と協議を行い、適切に対応していきます。

ウェブアクセシビリティ方針について

横浜市福祉サービス協会は、どなたにも支障なくウェブをご利用いただけるように「日本工業規格 JIS X 8341-3:2016 高齢者・障害者等配慮設計指針－情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス第3部：ウェブコンテンツ」の適合レベルAに配慮し、ウェブアクセシビリティの確保と向上に取り組んでいます。

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。
※急病時の対応など。

地域ケアプラザは、高齢者、子ども、障害者等、地域の様々な方が利用されます。皆様に安心して利用していただくために、事故防止や事故・急病・犯罪・災害時の対応について、日常点検、チェック表の活用、マニュアルの整備・遵守、定期的な訓練により、万全を期しています。

事故防止・防犯防災体制

緊急時（事故、急病、犯罪等の発生）に備えて、対応マニュアル・連絡網を整備しています。日中は職員が巡回を行い、夜間は職員が館内を確認した後、機械警備を行います。

事故・急病への対応

ア 日常点検と対応準備

設備の法定点検や、チェック表とマニュアルによる日常点検を行うとともに、急病時には緊急対応ができるよう、AED操作方法を含む救急救命研修を定期的に実施しています。

緊急事態となった場合には、救助や消防・警察への通報などの緊急対応を行うとともに、区役所等の関係機関に連絡し、適切な対応を行います。

イ 再発防止のための対策

- (ア) 再発防止に向けて、迅速に状況分析や原因究明を行います。
- (イ) 対策を検討し、改善等を実施した後、市・区・法人本部へ報告します。
- (ウ) ミーティングや全体会議で報告・共有し、職員全員に周知・徹底します。また事例に基づいた実践的な緊急時対応に関する研修を行います。
- (エ) ヒヤリハット報告書を必ず作成するとともに、法人内の地域ケアプラザ所長会等を通じて事故の事例検討を行います。
- (オ) 本部のサービス向上委員会で、事業所（地域ケアプラザ、介護事務所、老人ホーム等）でのヒヤリハット事例を検証して、事故発生防止に努めます。

(3) 災害等に対する取組について

ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や福祉避難所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

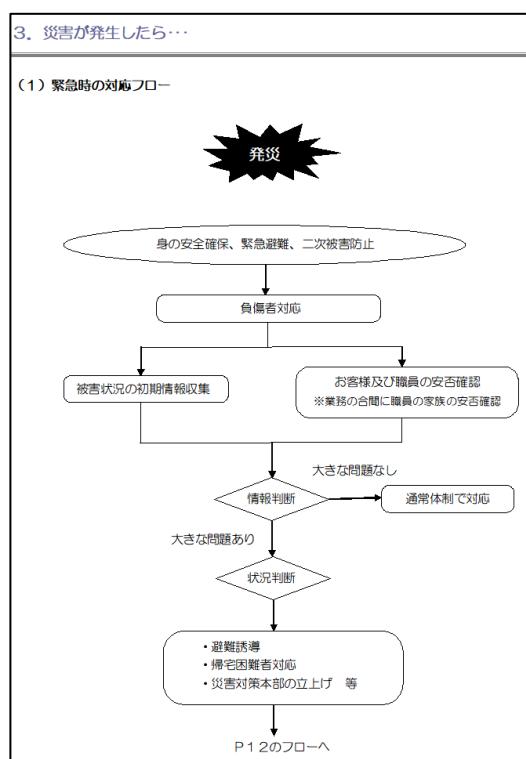
マニュアル策定と訓練

地震・火災等の災害時に速やかに対応できるよう、防災対応マニュアル・消防計画等を策定しています。さらに独自に地震等の大規模災害発生時にサービスを必要とするお客さまに迅速的確に対応するため、全事業所の業務継続計画（B C P）を整備しています。また、職場訓練を実施し、適正な対応に備えています。

年2回、消防との防災訓練を行う際には、日頃地域ケアアラザを利用される方や近隣住民の方にも参加していただき、職員が適切な対応をとれるように努めています。職員間で予め役割を取り決め、実際の災害発生時に対応できるよう実践的な訓練を実施しています。

その他、年1回、管理職を対象に徒歩参集訓練や年に2回、全職員を対象にメールによる安否確認訓練を行っています。

(右)「緊急時の対応フロー」業務継続計画より



災害時の近隣との協力体制

各地域防災拠点、各自治会町内会の防災訓練に参加し、職員と地域との連携・協力体制を整えています。

福祉避難所の体制

区と福祉避難所の協定を結び、災害時に地域防災拠点では避難生活を送ることが難しい方々の受け入れができるよう、体制づくりに努めています。また、発災時に区役所と連携して避難者を適切に受け入れられるよう、毎年、実地訓練を行っています。なお、市からの応急物資の他、法人独自に物資の整備を行っており、定期的に数量や保管状態の点検を実施しています。

地域ケアアラザが果たす福祉避難所の役割を広く地域住民に周知するために、地域の総合防災訓練への参加や地域行事等の機会をとらえ、福祉避難所の広報を行うなど、災害発生時に備えています。

イ 災害等に備えるための取組について

震災や風水害等といった災害や、感染症の発生・まん延に備えるための取組について、具体的に記載してください。

災害に備えるための取組

(ア) 業務継続計画（B C P）

- ① 地震等の大規模災害発生時にサービスを必要とするお客さまに迅速的確に対応するため、全事業所の「業務継続計画（B C P）」を整備しています。
具体的には、震度5強以上の地震発生時には、職員全員に「安否確認メール」を配信し、状況把握を行います。「安否確認メール」については、定期的に訓練を行い、災害発生時に職員が戸惑うことなく対応できるようにしています。
- ② 夜間等開設時間外の発災には、地域ケアプラザに徒歩30分以内で到着できる職員による開錠、福祉避難所の開設体制を整えています。
- ③ また、大規模災害が予想される場合には、法人本部と連携してお客さまや職員の安全を確保します。

(イ) 環境整備と備蓄

- ① 地震の発生に備え、ロッカー等の備品は転倒しないよう固定し、ロッカーの上には物を置かない等落下による事故防止に日ごろから努めています。
- ② 災害発時の職員用応急備蓄を独自に行ってています。また、発災時に速やかに利用できるようヘルメットを各職員の席に配置し、職員の安全確保に配慮しています。

感染症の発生・まん延に備えるための取組

感染症の発生・まん延に備えて、法人の全事業所で「業務継続計画（B C P）」を策定しています。業務継続計画に則り、感染症の発生・まん延時においては、法人全体で状況を把握し、法人で迅速に統一して対応していきます。

事業所における対策として、検討委員会を開催し研修及び訓練を定期的に実施していきます。また、感染症の発生及びまん延時には、区役所と連携を取りながら適切に対応していきます。

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

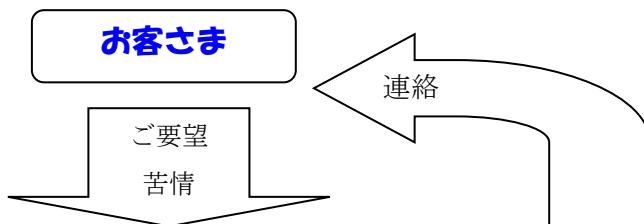
コンプライアンスの徹底	
ア 地域特性に合わせたコーディネート	アセスメントに基づいた、地域の様々な事業者等のサービスの特色や地域のサロン、ボランティア等のインフォーマルサービスも的確に捉え、お一人おひとりに合わせたサービスのコーディネートの実施
イ 運営基準の遵守	(ア) 法人内で概ね毎年 10 カ所程度「定期的に内部監査」を実施 (イ) 監査法人による会計監査の実施 (令和 5 年度実績：6 事業所及び本部各課)
ウ コンプライアンス推進課の設置	法人本部にコンプライアンス推進課を設置することによる法令の遵守等、業務の公正・透明性の向上
エ 公正中立	(ア) お客さまのご要望やニーズを踏まえた事業所選定ができるようエリア内の介護保険サービス事業者の連絡会を定期的に実施し事業所の特色を把握 (イ) 事業所選定に偏りが出ないよう管理

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

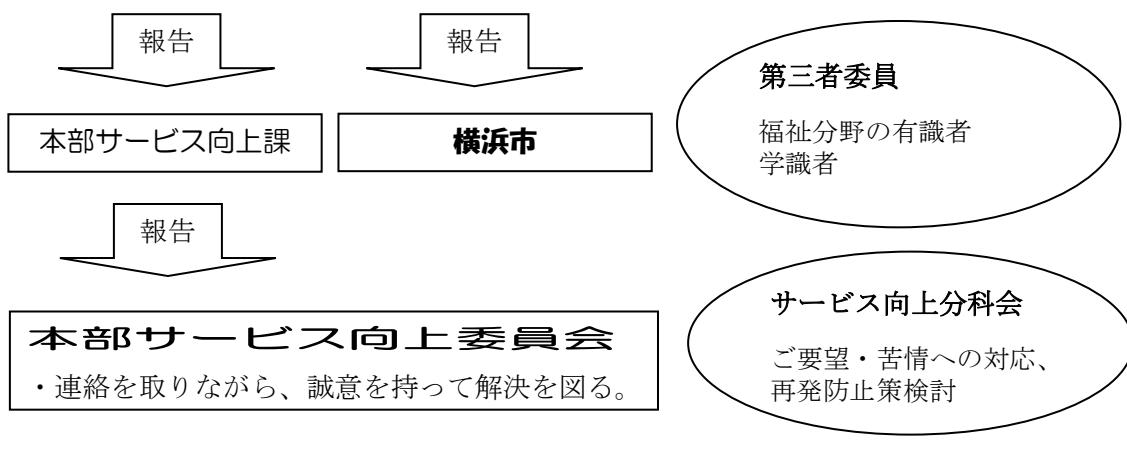
地域ケアプラザのお客さまのニーズ・ご要望・苦情につきましては、職員で検討して改善するほか、お褒めいただいた意見につきましては、さらに発展させるよう努めています。	
ア 要望・苦情への対応	(ア) 法人で「苦情解決規則」を定めており、それに基づき地域ケアプラザにおいても苦情受付担当者、苦情解決責任者を設置 (イ) お客さまからのご意見、ご要望、また苦情等に対して、可能な限りその場で解決を図る等、迅速に対応
イ 第三者委員会	公正・中立な立場から斡旋、調整を行う「第三者委員」を設置し、適切な苦情解決に向けて体制を整備
ウ ご意見箱	(ア) いつでもどなたからでもご意見などを受付できるよう「ご意見箱」を設置 (イ) 苦情を真摯に受け止め、原因・事実関係を明らかにし、対策を講じることによる再発防止
エ アンケート	事業ごとにお客さまアンケートを実施し、改善、発展につながる取組みの検討及び実施
オ お客様相談室	(ア) お客さまからのご意見、ご要望、苦情を直接お受けする窓口「お客様相談室」を法人本部に設置

	(イ) 丁寧にお客さまの声を受け止め、広く業務改善へ繋げる取組に展開
カ サービスの向上	法人本部のサービス向上課担当職員が事業所を訪問、モニタリング等により状況把握を行うことによるサービス向上の推進



地域ケアプラザ

- ・「ご意見箱」や「お客様相談室」を通して、お客様のご意見を頂く。
- ・苦情受付担当者、苦情解決責任者を設置し、お客様の具体的な要求を直接聴き取る。
- ・経緯、事実確認結果、ご要望、対応内容を文書にまとめる。
- ・改善等について、お客様に公表する。



(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

個人情報の保護

地域ケアプラザは、高齢者・子ども・障害者等、地域の様々な方が利用され、大切な個人情報を取り扱う機会が多くあります。それだけに、当法人では個人情報の取扱には意識をもって対応するよう規程や具体的な取扱のマニュアルを定め、さらに毎年度法人で研修を組み、全職員に徹底し、遵守するよう努めています。また 21 か所の地域ケアプラザの指定管理者として、プロジェクトを組み、事例を共有し対応を検討するなどして、事故防止に役立てています。

ア 個人情報保護規程の策定	(ア) 「横浜市個人情報保護条例」の趣旨に則り、「個人情報保護規則」（平成17年策定、最近改正令和5年）を策定 (イ) 各地域ケアプラザでは個人情報の管理に関する責任者と担当者を定め、管理体制と責任を明確化
イ 研修	(ア) 全職員に対し、年1回「個人情報の取扱について」の研修を実施し、報告書を区役所に提出 (イ) 法人本部で実施する「個人情報保護・情報セキュリティ研修」を各事業所のセキュリティ責任者及び担当職員が受講し、職場で他職員への伝達研修を実施 (ウ) 実際に個人情報取扱チェックを実施し、自己を振り返り、緊張感をもって個人情報を取り扱うよう周知・徹底
ウ 個人情報の取扱	(ア) 契約書、個人ファイル、電子媒体などは施錠できるロッカーなどで保管 (イ) 業務上持ち出しが必要な場合には、紛失や漏えいのないよう最小限の情報のみとし、持ち出し返却の確認簿により管理 (ウ) 郵便物の発送やFAX送信などの際は、複数の者が必ずダブルチェック後、記録 (エ) 注意喚起内容をFAX前に張り出しとFAX送信時における氏名等にマスキングの徹底 (オ) 広報紙等において、個人が特定できる写真や記事等を掲載する場合は、必ず書面と口頭で了解を得たうえで掲載 (カ) すべての事業において個人情報管理者を定め、責任体制の明確化

情報公開の取組

地域ケアプラザは、地域の皆様からの信頼のもとに運営しています。健全な組織や財務であることは当然ながら、当法人がどのような団体であるか、どのような運営状況にあるかを広く周知することが重要と考えます。ホームページの公開やパンフレット・チラシの配布を通し、地域の皆様に当法人・当地域ケアプラザを知って頂き、信頼を得られるように努めています。

ア 情報公開規程の策定と実施	(ア) 「横浜市情報公開条例」の趣旨に則り、「指定管理者情報公開規程」（令和3年策定、最近改正令和5年）を策定 (イ) 積極的な情報開示 情報開示に関する申し出があった場合は、個人情報保護に最大限配慮し、積極的に情報開示
イ 情報提供	(ア) 法人ホームページによる情報提供 法人の概要、サービス内容、財務状況（予算・決算等）、中期経営計画、事業計画、事業報告、地域ケアプラザの施設運営情報等について、常時閲覧可能。 (イ) 横浜市ホームページによる情報提供

	市に必要書類を提出しており、その内容は市のホームページに掲載
--	--------------------------------

人権尊重への取組

当法人では「**横浜市福祉サービス協会倫理綱領**」を制定し、援助者として持つべき視点や人権意識を、採用時研修や事業所内研修などで適宜確認しています。

研修

全職員を対象に高齢者や子ども、障害者など、幅広い視点での人権研修を年に1回以上の実施と各所属での伝達研修を徹底

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

横浜市地球温暖化対策実行計画、ヨコハマプラ5.3（ごみ）計画、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

地球の環境保護は、私たちが今行わなければならない義務と考えます。そのための第一歩として、できることを身近な家庭や職場で行うことが当然であり、地域ケアプラザでも率先してゴミの減量、循環経済、省エネルギーに努めています。

法人が取り組むSDGs

ア 高齢者の健康維持と福祉の促進（SDGs目標3）	① バランスの良い食事提供やリハビリ活動を通じて高齢者の健康をサポート
イ 地域コミュニティとの連携（SDGs目標11）	① 地域住民との交流イベントを開催し、孤立防止や地域活性化に寄与 ② 地域内での高齢者支援ネットワークの構築
ウ 質の高い教育機会の提供（SDGs目標4）	① 介護スタッフ向けの研修プログラムやスキルアップ支援 ② 高齢者向けのIT教育や趣味活動の支援
エ 省エネルギー・資源の有効活用（SDGs目標7・12・13）	① 照明のLED化や施設内での省エネ設備の導入 ② DXの推進によるペーパレス化

横浜市地球温暖化対策実行計画・ヨコハマプラ5.3（ごみ）計画の推進

省エネルギー対策、資源ゴミの徹底した分別収集に協力し、ゴミの減量化や良好な環境の維持のために、節電、節水をこまめに行います。また、**当法人としてDXを推進**しており、その一環としてペーパレス化に力を入れています。地域や各施設の状況に応じて、ペットボトルのエコキャップやインクカートリッジの回収等を地域にも呼びかけ、収集したものはエコ活動につなげていきます。

その他、外出・訪問には各事業所に導入している**電動アシスト付自転車を活用**するなど省エネ行動に努め、CO₂排出量の削減に貢献していきます。

省エネルギー対策

電力消費がピークとなる夏季には軽装での執務を心がけ、冬季には服装で調節を行いながら室内温度を調整し、経費節減に努めます。また、不要な照明の消灯、電力の節約を図っていきます。

目標管理

省エネ法改正によって、エネルギー使用量の記録の保管が義務づけられており、年間使用量の推移を見守りながら省エネルギーに努めています。

市内中小企業優先発注

工事や備品等の発注に関しては、横浜市中小企業振興基本条例に基づいて執行します。

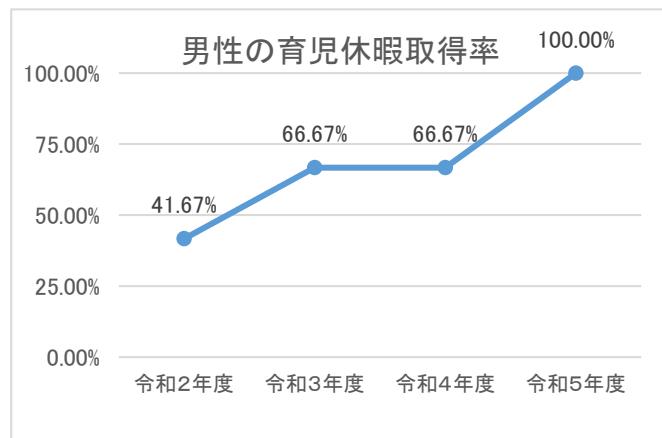
環境への配慮

- ア 来館者や職員の健康に配慮し、敷地内全面禁煙とします。
- イ 施設周辺の植栽を行い、緑化の推進に取り組んでいきます。

男女共同参画推進

働きたい、働き続けたい職員が男女の別なく、出産・育児や介護などの理由でキャリアをあきらめることなく、継続して働き続けられるように、育児・介護休業を取得しやすい体制を整えています。男性の育児休暇の取得率も上昇しており、令和5年度は、**男性も含め対象者全員が育児休暇を取得**しています。

女性の管理職も年々増加しており、管理職（課長級以上）56名中、31名が女性（令和6年11月現在）であり、**女性が管理職の半数以上**を占めており、女性が活躍している法人です。



5 事業

(1) 全事業共通

ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

施設の稼働率向上のための対策・効率的な施設利用の方法

平日に比べ土曜・日祝日の稼働率が低いので、特に多目的ホールの稼働率を上げるために土曜・日祝日での自主事業の実施と自主グループ化、その他ボランティアグループの立ち上げ支援などに力を入れ、多目的ホールの土曜・日祝日の稼働率を現在の40%台から50%台に引き上げるようにします。

また、施設利用予約時に団体が希望する日程・部屋が取れなかつた場合は、利用可能な日程・部屋の情報提供をしていきます。また、場合によっては部屋を分割しての利用も案内していきます。

有益な情報提供の方法

ホームページやLINE、広報紙、チラシを活用するとともに、様々な機会を捉えた情報提供をしていきます。

(ア) ホームページ

各種事業はホームページに掲載し、最新の情報を提供するほか、書面による広報を併せて行い、幅広い年代の方に情報をお知らせできるよう工夫していきます。

(イ) 広報紙やチラシの活用

地区の民生委員児童委員協議会や連合自治会町内会、各自治会町内会等での説明や案内を行い、各事業のチラシや広報紙（年6回発行）を町内で配布、回覧をしていただくことで、周知をしていきます。

地域ケアプラザの情報コーナーに、今後の事業についてのチラシを設置、掲示しています。

(ウ) イベントを活用した情報提供

今まで地域ケアプラザを利用されていない方々にも参加してもらえるよう、魅力のあるイベントを企画し、区民まつりや地域ケアプラザまつり等の機会を利用して、ケアプラザの事業の周知や情報提供を行っています。

イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の相談への対応）

高齢者・子ども・障害者等幅広い分野の相談への対応についての考え方、他機関との連携方法等について記載してください。

(ア) 様々な方に気軽に相談していただけるよう、機会があるごとに広報していきます。相談には真摯に向き合い、迅速、的確に対応していきます。保健師職、主任ケアマネジャー、社会福祉職を配置し、相談体制を整えます。

(イ) 高齢に限らず、障害・子育て等についての相談・情報提供ができるよう、区役所、西区の専門機関との連携に努めます。日頃から区役所やサービス事業者、医療機関、専門機関と連携し、情報を収集していきます。また、ご相談の際にも情報提供ができるよう準備していきます。さらに、お客様の承諾を得ながら、区役所、専門機関への迅速で、適切な情報提供を行い、関係者を集めた会議等で共有、援助方針の相談を行っていきます。

(ウ) 西区の「地域センター会議（高齢・子ども・障害の相談機関連絡会）」へ参加し、西区の現状を把握し協力していきます。制度の狭間で困難を抱える方を支援できるようにしていきます。センター会議から派生した「**西区みんなの相談窓口を考える会議**」へは事務局として参加し、周知のための工夫（クリアファイル、のぼり旗作成、リーフレット作成等）を実施・協力し、相談に来ることができない方へ向けて「出張相談」を企画したりなど、今後も

継続していきます。

- (エ) 関係機関から届いたチラシやパンフレット、メール、関係機関のホームページ等の情報は、地域ケアプラザ職員すぐに回覧・共有し、感度を高くし、新しい情報を収集していきます。
- (オ) 地域ケアプラザ内での情報把握及び共有にあたり、地域情報を集約し、地域のニーズを抽出し、地域アセスメントシートを作成し、根拠に基づく支援を行えるように努めています。
- (カ) 関係機関、地域からの情報提供、研修等における最近の動向の把握、日頃の地域支援などで、地域の特徴やニーズを把握し、情報共有にあたっては、地域アセスメントシート等とともに、相談時のお客さまへの情報提供及び支援を行います。

高齢者	<ul style="list-style-type: none">① 地域包括支援センターとして、介護サービスの最新情報はもちろん、地域のインフォーマルサービス等の情報を収集し、支援を必要とする方に情報提供していきます。② 自主事業としての「けんこう講座」や体力測定、地域のイベント時の健康チェックなどを通じて、相談や個別支援、インフォーマルサービスやボランティア情報の提供につなげ、地域支援、社会参加につなげていきます。③ 成年後見制度や高齢者虐待などの権利擁護につながる相談には、区役所や関係機関へ迅速に情報提供していきます。④ 他機関との連携方法としては、介護・福祉、医療、地域の関係者と定期的な会議や、カンファレンス、研修などを通じて、日頃から連携しています。日頃からの関係性が構築される中で、個別対応も円滑にかつ適切に情報共有できるように努め、その関係性を生かしながら、相談対応を行います。⑤ 連携により、専門機関からのフォーマルサービス、地域等からのインフォーマルサービス共に地域情報の共有を進め、地域支援の輪を広げ、つながりを深めていきます。これらにより、地域包括ケアシステムの構築をさらに進めています。
子ども	<ul style="list-style-type: none">① 子育て支援事業「ピーナッツクラブ」、障害者余暇支援「とんぼ」など事業を通じて相談、情報提供ができる場を設けています。② 子育て支援の地域の相談窓口として、支援を必要とする方に情報を提供します。③ 地域の子育て支援に関わる団体や自主グループとの情報交換の場として、「子育て支援ネットワーク会議」を開催していきます。④ 児童虐待、ケアラー、複合化した課題など、生きづらさを抱える相談者に寄り添いながら、迅速に区や関係機関との情報共有を行っていきます。

障害者	<p>① 障害者余暇支援「とんぼ」など事業を通じて相談、情報提供ができる場を設けています。</p> <p>② 相談窓口として、適切な相談機関や医療・福祉につなげられるよう、区役所、基幹相談支援センター、区社会福祉協議会の障害者部会、自立支援協議会、障害者施設、医療機関等と日ごろから連携していきます。</p> <p>③ 「地域センターハウス（高齢・障害・児童の相談機関連絡会）」などで、どこでも相談ができ、適切な相談機関につなげられるよう、地域に向けては、相談窓口の周知啓発、職員の資質向上や連携強化のための研修や制度理解を進め、協力し合えるネットワークづくりに努めます</p>
-----	---

ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

各部門での連携

総合相談・地域活動交流・生活支援体制整備部門は**月に1回、6職種会議を開催**し、地域状況、課題の共有や支援方法の検討を行っていきます。さらに、情報共有にあたっては、地域アセスメントシートを活用し、地域のニーズを抽出し、根拠に基づく支援を行えるように努めています。また通所介護、居宅介護支援の職員ともケアプラザ内及び法人内部のネットワークシステムで日々、また月1回の職員会議を通じて、情報を共有し、地域の実情、ニーズにあったサービス提供を行っていきます。各部門での迅速な情報共有と共に風通しの良い組織づくりに努め、連携を強化します。

関連施設との連携、情報共有

- (ア) 自主事業の講師選定などで、他の地域ケアプラザや地区センター、西区市民活動支援センターなど情報交換に努める等連携していきます。
- (イ) 各種事業の開催にあたっては、近隣の施設と協力して広報に努めます。
- (ウ) 日頃からの区内の4つの地域ケアプラザの6職種の会議（月1回）や区社会福祉協議会の対象者別分科会（年4回程度）、年数回の各施設の運営協議会、地域センターハウス（年4回）、各種研修、区・地域イベント等を通して、情報共有・意見交換を行い、地域づくりを進めます。併せて共催事業を行うなど、協働して地域支援に取り組みます。
- (エ) 地域子育て支援拠点や学校、保育園と福祉教育や、交流、職場体験の受け入れ、共催事業などを通して情報を共有し、連携を深めていきます。
- (オ) 地域のおまつりやイベントでは、協働して、福祉相談の受付、介護保険の制度紹介、健康チェック等を行い、地域住民への福祉関係事業の啓発や健康づくりに努めています。

エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

- (ア) 西区の「地域センター会議（高齢・子ども・障害の相談機関連絡会）」へ参加し、西区の現状を把握し協力していきます。制度の狭間で困難を抱える方を支援できるようにしていきます。センター会議から派生した「西区みんなの相談窓口」を考える会議へは事務局として参加し、周知のための工夫（クリアファイル、のぼり旗作成、リーフレット作成等）を実施・協力し、相談に来ることができない方へ向けて「出張相談」を企画したりなど、今後も継続していきます。（再掲）
- (イ) 西区自立支援協議会（個別支援部会・余暇部会等）へ参加することで障害分野の現状を把握していきます。個別支援部会では事務局として参加し、障害・高齢の連携が進むよう努めています。
- (ウ) 自治会町内会、地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会、区医師会等医療関係者との連携、ケアマネジャーとの連携を進めています。

オ 区行政との協働について

区運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

- (ア) 西区の区政運営方針「つながりを大切に 誰もがにこやかしあわせにくらせるまち」について、地域福祉の推進を担う地域ケアプラザとして、自治会町内会や民生委員をはじめ地域活動グループと連携をとり、その実現に向けて行動しています。
- (イ) 西区福祉保健センターとの協議により、第5期区地域福祉保健計画の各地区別計画策定に向けた取組に6職種全員が参画し、区の福祉保健等についての動向や地域の状況等の情報共有をしていきます。地域と共に**「にこまちプラン」の推進**に取り組みます。
- (ウ) 地区別計画では地区支援チームの一員として参画し、連携を図りながら課題解決に向けた取組や、地区別計画推進の委託業務や地区別計画策定委員会へ事務局として参加し、地域に向けた活動を行っていきます

カ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

- (ア) 西区の地域福祉保健計画策定・推進に向けた取組に参画し、区の福祉保健等の動向や地域の状況の情報共有をしていきます。
- (イ) 地区支援チーム及び地区別計画の会議で検討された課題等については、所内でも情報共有を行い、地域ケアプラザ全体で地域の皆様を支援できるように努めます。

(ウ) 地域の関係団体との連携を密にし、地域課題の解決に向けて協働し、地域の皆様が主役となって取り組めるように支援していきます。

(エ) 自主事業は、区の地域福祉保健計画に基づき、企画検討を行い、計画の推進に取り組みます。

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア　自主企画事業について

高齢者・子ども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

高齢者、障害者、子育て支援など、それぞれの地域ニーズや特性に応じた企画を行い、幅広い階層の参加が得られるような自主事業を展開します。なお、実施にあたっては地域グループなどの協力を積極的に呼びかけます。



高齢者対象事業の様子
制作活動の様子



障害児・者支援事業の様子
のんびり工作の様子



子育て支援事業
手あそびの様子

（ア） 高齢者

- ① 地域ニーズを反映した、**地域からの企画を事業化**します。
- ② 参加者の方々に、それぞれの事業の目的や地域ケアプラザの役割等を明示、周知して、福祉保健の推進につながる事業展開をしていきます。
- ③ ボランティアや参加者とともに企画、運営できる事業を充実させ、参加するボランティアの拡充を図り、地域住民の方々の社会参加を促進します。
- ④ 地域ケアプラザの自主事業から発展した自主サークルが、スムーズに活動できるよう支援します。
- ⑤ 令和6年度は、**地域包括支援センターと協働で新規事業「ふじだな夢学園」**を年間を通じた事業として始めました。担い手の育成にもつながるよう、今後も地域ケアプラザに来たことがない方達にも参加できるような事業を開催し、福祉保健活動の人材発掘と継続的な活動の支援に努めます。



ふじだな夢学園 美術の時間の様子



ふじだな夢学園 体育・運動の時間の様

令和6年度からゲームスポーツを取り入れ、ボーリングや太鼓など、誰でも気軽に参加でき、楽しく多世代交流につなげていきます。

(イ) 子ども

- ① 自主事業を通して捉えた地域の課題は、自治会町内会、地区社会福祉協議会をはじめとする地域の諸機関や学校等の関係機関、および地域包括支援センターと共有し解決に向けて協働していきます。
- ② 地域包括支援センターと連携し、地域に出向いた出前講座や認知症サポーター養成講座に取り組みます。

(ウ) 障害者

- ① 地域に7つの障害の施設があるという特徴を生かし、年に数回の所長会を開催し、共に課題を共有して年に1回「福祉フェスタ」や「福祉施設を知る」で障害や高齢の理解を深める機会を作っています。
- ② 自主事業として、**障害者の余暇支援事業**を行い、情報交換、交流の場として、障害児者の支援に取り組みます。
- ③ エリア内の障害者施設と連携し、福祉フェスタや障害理解のための事業を開催しています。

イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進を図るための具体的な取組を記載してください。

地域の多くの皆様に利用していただくために、広報紙や地域の会合等で案内する等、積極的な広報を行い、これまであまり地域ケアプラザに関心のなかった方にも活用していただけるような情報提供を工夫して行っています。

施設の利用率向上の対策

(ア) 施設の積極的紹介

- ① 各自治会町内会の総合防災訓練等、地域の行事に積極的に参加し、これまで地域ケアプラザに関心のなかった方々に施設紹介を行っています。
- ② 高齢者、子育て世代、障害者など幅広い層に施設を紹介し、各種事業を案内しています。

す。

- ③ 特に、利用率が低いと予想される**土曜・日曜・祝日及び平日の夕方から夜間の時間帯**について活用していただけるよう、子どもや一般成人、健康な高齢者を対象とした自主事業（さわやか体操クラブ）を開催するなど工夫していきます。

(イ) イベント開催

- ① 地域ケアプラザまつり（藤棚まつり：毎年6月第1日曜日）等、どなたでも気軽に参加できるイベントを積極的に行います。



ケアプラザまつりの様子

エントランス / 宣伝部長フジダーニヤ / 模擬店 / フォトスポット

- ② 地域住民、西区社会福祉協議会、障害者施設等との共催事業の実施により、地域の方々が幅広くふれあう機会を提供していきます。

効率的な施設貸出の方法

当地域ケアプラザを拠点に活動するサークルやボランティア等のグループを育成・支援し、グループの自主活動に向け、施設を利用できるようにします。

また、施設利用の希望が重なった際などは調整を行い、同時に2グループができるように部屋の分割をするなど、少しでも多くの方に利用頂けるよう工夫していきます。

ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

ボランティア育成についての考え方について

多様化・複雑化する地域のニーズに対応するため、柔軟に、きめ細かく対応できるボランティアとの協働が必要です。

そこで、ボランティア間の協働やネットワーク化による活動内容の充実や活動しやすい環境を整備するなど、**若い方や団塊世代の方々が活動しやすいような取組**を行います。

既にあるボランティアの登録及び育成、コーディネートの仕組みを利用し、さらなるボランティア育成のための体制整備と広報、口コミや相談時の紹介を積極的に行い、ボランティアを増やし、担い手解消に努めていきます。

ボランティア育成・登録

デイサービスでのボランティア活動のほか、自主事業では、ボランティアグループに企画運営にも深く関わっていただき、さまざまなアイディアやご意見をいただいているほか運営にもご協力いただいています。また、地域のイベント等にも積極的に参加していただいています。ボランティアが活動をしやすいよう、ボランティア交流会の開催をはじめ、広報紙によるボランティアやグループの活動紹介をし、ボランティアに興味を持つてくれる人が増えるよう取り組んでいきます。総合相談の中で、フレイル予防の観点からインフォーマルサービスを紹介すると同時に、ボランティアの紹介もしていきます。既にあるボランティアの登録及び育成、コーディネートの仕組みを利用し、さらなる整備と広報、口コミや相談時での紹介を積極的に行い、ボランティアを増やし、担い手解消に努めています。

ボランティア育成及びコーディネート

(ア) 育成体制

- ① 地域活動交流担当が、ボランティア活動に関する相談、情報提供を一元的に行い、地域ケアプラザでの実務経験と福祉介護に関する幅広い知識やノウハウを持つ職員を配置しています。
- ② 個人またはグループで活動のできるボランティアの登録を受け付け、地域ケアプラザ内や地域での保健福祉に関する活動の場を提供し、「**よこはまシニアボランティアポイント事業**」につなげています。また、地域での活動の場については、西区社会福祉協議会とも連携しながら、コーディネートを行っています。
- ③ 今後もボランティアがより安心して活動できるように専門知識・介護技術などの研修・講座を定期的に開催し、後方支援をしていきます。
- ④ ネットワーク形成の一歩として、年1回、日頃の活動への感謝を含めたボランティア交流会を開催しています。また、利用登録団体のボランティア活動を支援するために、自主事業の中でのボランティア活動の場の提供を積極的に行ってています。
- ⑤ 地域包括支援センター事業として開催した介護予防事業から立ち上がった**ボランティアグループ「キラキラ会」の活動支援**を行っていきます。

(イ) 活動環境整備

- ① ボランティア交流会を実施し、日頃の活動に関する感謝と労いを伝え、情報交換を通じた他の活動の理解を深めることで、ボランティア相互のつながりを強め、活動の刺激となるよう交流を深めていきます。
- ② 貸室利用団体のボランティア活動を支援するために、さまざまな活動の場を提供しています。地域ケアプラザの自主事業でのお手伝いなど、連携を図りながら、活動の奨励を行っています。
- ③ よこはまシニアボランティアポイント事業へ参加し、ボランティア活動のモチベーションがあがるよう情報提供や働きかけを行い、活動開始のきっかけ作りを支援しています。

またポイントカード未登録の65歳以上の横浜市民の方々に「**よこはまシニアボランティアポイント登録研修会**」を実施します。

エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

情報収集

- (ア) 法人独自で作成した地域アセスメントシートを用い、6職種や西区の担当者とも協働しながら、地域情報を共有しています。また必要に応じて、地域福祉計画等でも情報を提供、共有します。
- (イ) 各職種の担当者会議や研修会などに積極的に参加し、福祉保健に関するさまざまな情報や地域の社会資源などについて、常に最新の情報を収集するよう努めています。
- (ウ) 地域においては、各関係機関の会合や各団体の催し、サロンに参加するなど地域の方の声を積極的に聞き、情報収集に努めています。

情報提供

- (ア) 地域ケアプラザを利用されている利用登録団体の活動状況や福祉保健に関するさまざまな事業の情報を積極的に提供します。また、通年の事業や定期的に利用している団体については、活動案内を作り、館内の見やすい場所に掲示します。
- (イ) 地域の方すべてに向けた広報紙を年6回作成し、事業やボランティア団体に関する情報を提供を行っています。地域内に回覧し、同時に主な事業を紹介する掲示板専用ポスターを、地域内全部の掲示板に掲示していただいている。引き続き、自治会町内会へのご協力をお願いしていきます。
- (ウ) ホームページを随時更新し、若い世代の方や、多忙な方などにも活用していただけるよう工夫し、多くの方に地域ケアプラザの情報を提供します。
- (エ) 情報提供ラックに地域で開催されるイベント等各種チラシを配架し、常時最新の情報が伝わるよう努めています。
- (オ) 地域の特徴である商店街への掲示依頼やわいわい広場での周知、障害施設などへの情報提供と掲示、他施設の行事等での周知依頼も行っています。

(3) 生活支援体制整備事業

ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

法人独自の地域アセスメントシートを地域ケアプラザの職員が作成、活用することで把握・分析し、地域福祉保健計画へ反映させていきます。それぞれの地域の特性を把握し、計画的に地域の支援に取り組みます。また、区役所、区社会福祉協議会、障がいの作業所等と連携し、情報収集と共有を行い、計画へ反映させていきます。自治会町内会より上がってきた課題に対し、関係機関や地域住民との共有、課題解決を行っていきます。

(ア) 地域に出向き、地域住民や通いの場、商店街等の声を聴き、6職種と問題や課題を共有し、問題解決に努めています。

(イ) 事業ごとに対象となる地域の方を設定し、自治会町内会やケアマネジャー等関係機関と連携し状況に合わせたアンケート調査を実施しています。

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

(ア) インフォーマル情報については、地域包括支援センターと連携し、情報を把握・分析します。

(イ) 横浜デザイン学院の留学生との出会いから、シニアクラブの昔あそびでボランティアとして参加していただき、地域のイベントでの交流ができるようになっています。毎年、**横浜デザイン学院の留学生と地域の方々との交流**（対話）の場にも呼ばれ、新しい交流が始まっています。

今後、交流の機会を多くし、国際交流や多文化共生にも寄与していきます。

(ウ) 「**移動支援バスおでかけ3**」では地域にある病院「**聖隸横浜病院**」と連携しています。利用者のニーズに対応できるように、新たな経由地（主に医療機関）を追加し、利用の増加を目指していきます。移動支援事業を通して商店街とも連携していきます。これらの活動については、生活支援コーディネーターが独自に作成している「おでかけ3だより」で、地域の方や介護保険事業所等に広く周知していきます。

(エ) 今後、地域交通システムの動向や自動車の自動運転機能の向上、介護保険サービスの動向等について、実行委員会等でも情報共有し、協議していきます。より地域のニーズにこたえられるよう支援していきます。

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組（協議体）について、具体的に記載してください。

- (ア) 地域住民の生活支援や見守り・コミュニティの形成などのために、区役所・社会福祉協議会と連携して、**県営藤棚アパートの活動を協議体として位置づけ**、連携を図り、自主的な活動に繋がっています。移動支援の協議体「おでかけ3」は、担い手の不足や実行委員の高齢化が見られ、後方支援が必要です。自主的な活動が出来る様、毎月の定例会議や地域イベントでのPR活動を重ね、課題解決に取り組んでいきます。今後も地域住民の生活が安定的に継続するよう協議体の取組をしていきます。



移動支援バス
おでかけ3

- (イ) 県営藤棚アパートの活動やおでかけ3について、他の地域との交流、連携を進めるため、地域の特性を共有し、共通理解のもと支援チームとして事務局と協議を重ねていきます。

エ 高齢者の生活ニーズと社会資源のマッチングの支援の取組

高齢者の生活上のニーズと多様な主体による社会資源のマッチングの支援について、具体的に記載してください。

- (ア) 高齢者の生活のニーズにマッチングできるよう、お住まいの近くであるいは自宅から少々離れていたとしても、趣味や希望に沿った通いの場等提供できるよう、社会資源の把握をして案内していきます。
- (イ) 既存の社会資源のみに頼らず、高齢者の求める社会資源の創出ができるよう、他の社会福祉施設、NPO・企業と連携し、高齢者の立場から、地域で多様なサービス・活動の充実を図れるよう進めています。
- (ウ) 様々な地域活動へ参加して、高齢者の関心事項を察知できるよう関係性を構築していきます。

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

山坂が多い地形であり、この地域の高齢者の独居世帯平均割合は、16.9%（西区）、西区の中でも独居の世帯が多い地域です。外出が困難な方に対しては今後も訪問して対応を継続していきます。ご本人はもとより、遠方に居住されているご家族、近隣の方、民生委員の方々からの緊急相談にも速やかに対応します。相談に関しては、当事者のみならずご家族の状況も踏まえ支

援します。

- (ア) 地域の関係者や民生委員とは随時情報交換し、地域のニーズを把握するように努めています。**区役所やケアマネジャーとも密接な連携**を図っており、必要な場合はカンファレンスを開催するなどして支援していきます。
- (イ) 地域ケアプラザの特性を活かし、生活支援コーディネーターや地域活動交流コーディネーターと地域包括支援センター職員が連携し、各**ネットワークを活かして課題の把握**を行い、支援につなげています。
- (ウ) 自治会町内会、民生委員・児童委員協議会の会合、シニアクラブ、地域の行事等に参加し、**顔の見える関係を構築**しています。

イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

一人暮らしの高齢者が多いエリアであり、認知症になっても安心してくらせるような地域づくりが必要です。

- (ア) 「認知症になっても優しいまちづくり」を目的に、地域の方々が認知症について理解を深め、地域で支えていけるよう「認知症サポートー養成講座」を開催します。さらに福祉学習の一環として、子ども達にも早い段階で認知症理解を深めてもらえるよう、**近隣の小中学校などに向けて講座の開催**を働きかけます。
- (イ) 西区全体で行われているキャラバンメイト交流会以外に地域ケアプラザエリア内の**キャラバンメイトで「藤棚チーム」**を平成29年度に結成しました。また、エリア内での認知症サポートー養成講座を開催していきます。
- (ウ) チームオレンジを立ち上げ、藤棚認知症キャラバンメイトの会により、認知症サポートー養成講座や認知症本人の講座、福祉フェスタ等イベントでの認知症理解の啓発などを実施しています。今後も福祉フェスタ等のイベントを活用した活動周知や商店街や銀行・郵便局での認知症理解の啓発などを実施しています。
- (エ) 認知症により社会から孤立して支援困難になったケース等は個別レベル地域ケア会議を実施し、認知症高齢者を地域でどう支えていくのか地域で考える機会を開催しています。
- (オ) 「認知症カフェ あずまカフェ」は新型コロナ禍から休止しています。地域のニーズもある事から会の再開に向けて話し合いをしています。引き続き、支援していきます。気になる高齢者がいれば気軽に声をかけていただくよう、認知症への気づきの視点や、認知症の相談窓口の一つが「横浜市の地域ケアプラザ（地域包括支援センター）」であることを地域の方に向けて様々な機会で周知しています。

ウ 権利擁護事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

一人暮らしの高齢者が多いエリアであり、権利擁護事業の重要性は高い地域です。

- (ア) 高齢者等の虐待や権利擁護に関しては、区役所や西区社会福祉士会議（西区4地域包括支援センターの社会福祉士）と協働して、虐待防止講座や消費者被害講座、エンディングノート普及事業を開催しています。
- (イ) 気軽に参加・相談できるよう地域向けには、「**お気楽広場**」を毎月、「**司法書士個別相談会**」を隔月、「**人生これから講座**」を計3回開催し、地域の皆様に成年後見制度や様々な制度について紹介し、多くの方に普及するよう努めています。消費者被害については、シニアクラブや地域の事業などで出前講座を開催し周知しています。引き続き、「**お気楽広場**」及び「**司法書士個別相談会**」により成年後見制度や様々な制度について紹介し、消費者被害の防止に向けた出前講座を開催していきます。
- (ウ) 高齢者虐待及び困難事例への対応・養護者支援を含め、区役所と十分連携をとりながら相談者自らが主体的に問題解決に当たれるように、専門職とも連携して、**専門的・継続的な視点から支援**していきます。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

地域的には、独居高齢者が増え、認知症も多く、家族関係が希薄で支援困難なケースが増えています。

■包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

- (ア) 地域のネットワーク作りのため、毎月、民生委員・児童委員協議会の定例会や地域の行事に出席し、地域の状況やニーズの把握に努めるとともに、個別ケースの対応に努めます。
- (イ) 区役所や専門家等を招いた勉強会を開催し、ケアマネジャー等のスキルアップを図るとともに、安心して相談できる場を提供します。
- (ウ) ケアマネジャー等からの相談を隨時受けるとともに、**困難事例については適宜同行訪問**し、区役所との定例カンファレンス等で支援方法を検討します。隨時カンファレンスや事例検討、民生委員・児童委員や関係機関との連携を深めるためのネットワーク構築を行いケアマネジャーを支援していきます。
- (エ) 区役所と区内の地域包括支援センター合同で、**新採用・新任ケアマネジャー向けの研修**を行い、継続的に個別支援、サポートをします。

■在宅医療・介護連携推進事業

- (ア) 在宅医療連携相談室の事務局会議に出席し、連携体制を強化します。

- (イ) 在宅療養者への対応がスムーズに行えるよう、医療と介護の連携を意識したケアマネジャー支援に努めます。

オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

- (ア) 個別レベルの地域ケア会議（年3回程度）を積み重ねていく中で、地域の課題を抽出し、多職種（民生委員・児童委員、地域住民関係者、警察、消防、保健医療福祉関係者等）で、地域課題の共有や解決に向けて意見交換を行う包括レベルでの地域ケア会議を行います。
- (イ) 地域で孤立しがちな人の地域での見守りについて、地域ケア会議を実施するなど、通いの場と見守りの創出へと繋げていきます。このように、地域ケア会議で共有された課題については、地域の関係者や関係団体、区役所、西区社会福祉協議会等と協力して、地域状況の把握や地域ニーズを確認する場として、地域の皆様とともに解決に向けて取り組みます。
- (ウ) 個別レベル地域ケア会議を積み上げたものを、包括レベル地域ケア会議につなげ、区レベル地域ケア会議につなげていきます。

カ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

事業実施に係る人員の確保・育成、業務委託先である指定居宅介護支援事業者の選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

運営方針

高齢化が進み、要支援者が増える傾向にある中、要支援者の意思及び人格を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスを提供することで、お客さまが住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

一人ひとりの心身状況や環境に応じて、ご本人と計画作成者がともに目標に向けて取り組むことを大切にし、きめ細やかに対応します。

指定居宅介護支援事業者への業務委託選定の際は、ハートページの提示やケアマネジャー空き情報等を用い、公正中立な立場からご要望に応じた選定ができるように対応します。

(ア) 人員の確保、育成

地域ニーズに適合した人員を確保し、介護予防ケアプラン作成担当者の専門性を高めるため、採用時及び定期研修を年1回以上実施します。

(イ) コンプライアンスの徹底（公正中立なサービス調整）

関係法令の遵守を基本とし、区役所や地域の保健・医療・介護サービス事業者、ボランティア団体等から総合的かつ効率的にサービス提供されるよう、公正中立な立場に立ち介護予防プランを作成します。委託の選定にかかる公正・中立性の確保及びケアマネジメント業

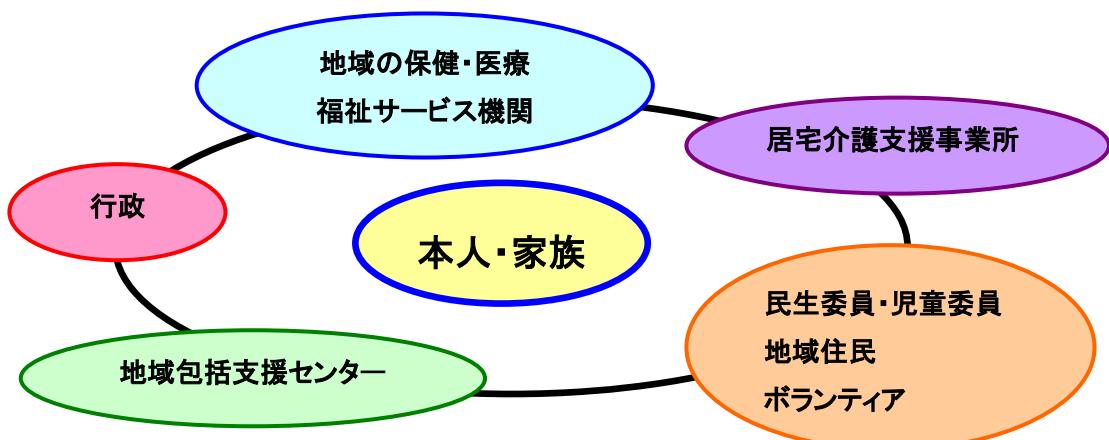
務にかかる適切な介護計画となるよう指導していきます。(計画に位置付けたサービス提供事業所の公正・中立性の確保を含む)

(ウ) 居宅介護支援事業所との連携強化

お客さまやご家族の状況に合わせ、効果的な介護予防プランが提示できるよう委託先のケアマネジャーと連携し、支援を行います

- ① 区役所、区内の地域ケアプラザで共催事業として、介護予防従事者研修を毎年開催します。
- ② お客さまができること、できないことを具体的に捉えることができ、機能を維持し、自立支援につながるような介護予防計画書作成の仕方を専門職であるリハビリ職に意見を聞く等連携をとり、行います。

関係機関との連携図



キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

運営方針

介護保険で非該当と認定された方や生活機能の低下が心配され、介護が必要となるおそれのある高齢者と一般高齢者、事業対象者に対して、「自立支援」や「尊厳保持」を図り、住み慣れた地域で生活を継続できるように「自立を支援する」「要介護状態になることを遅らせる」「維持・改善を図る」ことが介護予防事業の目的です。

当地域ケアプラザは事業の中核となる存在として、支援活動および普及啓発活動を行っています。担当地域の高齢者が増加傾向にあるため、実際の支援活動だけでなく、普及啓発に取り組んでいきます。

- (ア) 地域の食事会やまつり、交流会、シニアクラブ、地域ケアプラザの自主事業等の機会に**虚弱高齢者や事業対象者の把握**に努めます。
- (イ) 民生委員・児童委員、シニアクラブ、保健活動推進員等と連携を密にし、虚弱高齢者の把握に努めます。
- (ウ) 横浜市介護予防・日常生活支援総合事業が円滑に推進できるよう、区役所や地域関係団体と連携し、**地域での体制整備**を積極的に行います。

普及啓発

- (ア) 地域の民生委員、保健活動推進員との連携により、地域の食事会や老人会へ出向き、虚弱高齢者に関する認識を高めていきます。
- (イ) 介護予防の普及に向け、介護予防教室を開催します。
- (ウ) 区役所、西区社会福祉協議会、居宅介護支援事業所、区内の地域ケアプラザ、医療機関、在宅サービス機関、学校、企業等と連携し、介護予防の必要性の普及、啓発をします。

介護予防事業の展開

- (ア) 「けんこう講座（認知症予防、栄養改善、口腔ケア、ロコモ予防など）」の他、脳トレ、コグニサイズなど介護予防に効果のある事業を実施します。
- (イ) 介護予防の理解を深めるとともに生きがいづくりを目的に団塊の世代を含めた講座を企画、実施していくことで、将来地域の中で支援者となる方々の発掘に努め、**介護予防サポーター（ボランティア）を育成**します。

地域活動の支援

- (ア) 健康寿命の延伸を目的に、高齢者自らの体力を知る機会となるよう体力測定を各地域で行い、フレイル予防の必要性の説明を行います。高齢者が自ら介護予防出来るように地区のデータを区職員と共有し、健康とくらしの調査等のデータ分析をして地区診断を実施し、地域に出向き、介護予防普及啓発業務やイベントを開催し、地域住民による通い

の場の立ち上げ支援や継続運営のため後方支援を行います。高齢期になってからではなく地域の健民祭やまつりにおいて全年齢住民向けに保健活動推進委員や区役所と協働して健康測定等を行い健康増進の啓発をしています。生きがいづくりを目的に、ボランティアグループの後方支援、人材育成を地域住民と共に行います。ボランティアグループ「キラキラ会」を受け皿として、高次脳機能障害、知的障害、認知症の方など障害のある方もできることをやっていただいている。また、状況に応じてデイサービスなど介護保険につないだり、元気づくりステーションや脳トレなど適切な活動を提案したりと、**高齢者自ら役割を持って生活出来る**ように支援します。

- (イ) 「いつまでも住み慣れた地域で生活できる」「認知症の方でも安心して生活できるまちづくり」を目的に、認知症に対する地域住民の理解が深まり、地域で支えていけるよう、**認知症サポーター養成講座**をキャラバンメイト藤棚チームと共に展開していきます。
- (ウ) いきいきネットは後方支援を終了し、自立したボランティアチームへと発展し地域において介護予防講座等で出前講座を行い、独自に考えたイベントを実施(年2回)しています。認知症予防の観点で音楽や体操、脳トレと趣向を凝らし内容は常に発展し続けています。
- (エ) **元気づくりステーション**は4か所(浜松町、県営藤棚アパート、東久保町、藤棚2丁目)あり、継続運営のために後方支援を行っていきます。また新たな通いの場が出来るような支援も行っていきます。



元気づくりステーションの様子

ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのようにしていくかを記載してください。

- (ア) 「にこまちプラン(地域福祉計画)」を通じて、地域の関係団体との連携を密にし、課題の解決に向けて協働します。
- (イ) 「ケアマネサロン」を開催し、ケアマネジャー同士の連携支援及び様々な職種の講師を招

いた講座により更なるスキルアップを目指します。

(ウ) 個別事例の地域ケア会議を年3回実施し、多職種での専門的視点を活用して地域課題の洗い出しや解決方法の検討を行います。

(エ) エリア内のケアマネ研究会や訪問介護連絡会、デイサービス連絡会へ参加し、連携を図り、勉強会等の支援を行います。

(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

運営方針

地域ケアプラザ内の居宅介護支援事業者であることを踏まえ、要介護者へ質の高いケアマネジメントを実施するべく、エリア内のさまざまな関係機関とネットワークを構築し、多職種が協働して対応できる地域に根ざした身近でかつ信頼される事業所となるよう努めます。

地域ケアプラザ内の居宅介護支援事業所という特色を生かし、地域包括支援センターとの連携も密にしながら、きめ細やかに個別対応します。

また、特定事業所として、お客様の相談に随時対応できるよう 24 時間相談体制としています。

(ア) 在宅生活の支援

要介護状態になった方が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、一人ひとりの能力や状態、解決すべき課題（ニーズ）を的確に把握し、心身の状況や環境等に応じた適切なサービス提供に努めます。

- ・自立支援（身体的自立・精神的自立）
- ・認知症支援
- ・医療連携
- ・自己実現（QOLの向上）
- ・家族支援（レスパイトケア）

(イ) コンプライアンスの徹底（公正中立なサービス調整）

関係法令の遵守を基本とし、区役所や地域の保健・医療・介護サービス事業者、ボランティア団体等から総合的かつ効率的にサービス提供されるよう、公正中立な立場に立ちケアプランを作成します。

(ウ) サービスの質及び職員の資質向上

- ① お客様やご家族の意向を尊重し、予後予測の視点をもって適正にケアマネジメントができるよう人材育成に努めます。
- ② ケアマネジャーの専門性を高め、質の向上を図るために、法人本部で採用時及び定期研

修を年1回以上実施します。

- ③ 定期的に、法人本部にてケアマネジャー担当者会議を開催し、情報交換や制度理解、ケアプラン作成研修、業務改善等に取り組んでいきます。
- ④ 「自立支援」「認知症支援」「医療連携」に強いケアマネジャーを育成するために、テーマ別の勉強会を行います。
- ⑤ 毎週、事業所内で対応困難ケースの共有や事例検討を行い、ケアマネジャーのスキルアップとサービスの質の向上に努めます。
- ⑥ 特定事業所として、地域の他の法人の事業所と共に事例検討や勉強会を開催してお互いの専門性を高めていきます。

(エ) 他の居宅介護支援事業所との連携について

地域包括支援センターや「にしまる連絡会（旧 西区ケアマネ研究会）」などが西区内の居宅介護支援事業所ケアマネジャー向けに開催する研修・事例検討会へ参加し、対人援助職としての資質向上に努めます。

(6) 通所介護等通所系サービス事業

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

運営方針

(ア) わかりやすい事業呼称

月曜日から土曜日の33名定員の通所介護と日曜日の12名定員の認知症対応型通所介護を実施しています。認知症対応型通所介護という名称はサービスの内容がイメージしにくいため、当地域ケアプラザでは誰にでもわかりやすい「認知デイ藤SUN（にんちでいふじさん）」という呼称にし、わかりやすく広報します。

(イ) 「お客様に信頼され、笑顔でつながるデイサービス」

デイサービスは機能訓練の場として、QOLの維持を図ることを目的としています。お一人おひとりに合わせた機能訓練の実施とともに、お客様に信頼され、笑顔で繋がるデイサービスを目指します。誰にでもわかりやすい言葉で法人全体のデイサービスの目標を設定し、一丸となって運営にあたります。

(ウ) 在宅生活の支援

地域での在宅生活を長く継続できるよう、自立に向けた支援を行います。

ご家族の身体的・精神的負担軽減を図るための支援をしていきます。生活相談員がご自宅を訪問して生活環境を把握し、自宅での生活自立に結びつく機能訓練を個々にご用意します。また、必要に応じてケアマネジャーと連携し、外出の支度が困難となったお客様に対して居宅内の介助を行います。

(エ) サービスの質及び職員の資質向上

- ① サービスに対する、より広い視点と発想を持てるよう、定期的に全職種のスタッフを対象に研修に取り組みます。
- ② 法人独自の研修センターがあり、職員に向けて様々な研修を毎年実施します。具体的には、職員の経験年数、職位に応じた「階層別研修」、接遇や介護技術などテーマ別の「課題別研修」、職種毎に必要な知識・技術の習得を目指す「職種別研修」、介護福祉士などの資格取得を支援する「資格取得支援研修」などがあります。
- ③ 採用時、及び、年間を通して、介護保険法で定められた研修をはじめ、お客さまへのサービス向上につなげられるような研修を実施していきます。
- ④ 記録（ケアカルテ）を利用して、お客さまの情報を職員間で共有するように努めます。
- ⑤ 所内の事故、ヒヤリハットについては、職員間で原因を分析し対応策を検討し、再発しないように職員間で情報を共有します。所内だけでなく、区の地域ケアプラザの所長会議で報告される事故報告や法人内で報告される事故報告を共有し、同じような事故を起こさないように検討していきます。
- ⑥ お客さまの情報に関して、担当されているケアマネジャーに随時、及び、定期的にご利用中の様子を報告させていただき、お客さまのサービスの検討につなげていきます。
- ⑦ ドライバーには安全運転研修を実施します。

サービスメニューについて

<デイサービスのある1日の流れ>

8:30	ご自宅までのお迎え
9:30	<ul style="list-style-type: none">・ 看護師による健康チェック・ 入浴（スタッフによる介護付）・ 趣味活動・ 機能訓練
12:00	手作りの昼食
13:00	レクリエーション（ゲームや歌等）
15:00	おやつ
15:30	集団体操等
16:30	ご自宅への送り

(ア) 法人共通のサービスメニュー

- ① 脳の活性化を目的に法人独自で考案・作成した機能訓練ボードを、個々のお客さまの状態に合わせて使い方をアレンジするなど、認知症予防だけでなく、職員とお客様、また、お客様同士のコミュニケーションツールとしても活用していきます。
- ② 当法人の介護保険サービスをご利用のお客さまには、ちゅーりっぷホルダーを配付し、お客様の緊急時に活用していただきます。



機能訓練ボード



(左) ちゅーりっぷホルダー

裏面に緊急連絡先として、地域ケアプラザの連絡先を記載しています

- ③ 毎月のお客さま・ご家族への報告は写真付きで報告しており、ご希望される場合は、ご利用時の写真の提供をしていきます。

(イ) 個別機能訓練の実施

一般デイサービスにおいて、ご希望のある方々へ、**看護職による5名以下の小集団で行う機能訓練**を行っています。運動機能の維持向上につながっています。

(ウ) 当地域ケアプラザ独自のサービスメニュー

- ① 季節の行事を取り入れたレクリエーションやプラザ演芸で、楽しみながら介護予防につながる工夫をしています。
- ② 手芸（編み物）、折り紙での作品作り、あやとり、塗り絵などその方に合った趣味を通して活動を行っています。
- ③ 地域にある保育園の園児の訪問や、障害の子どもたちの訪問もあり異世代交流を楽しむ機会となっています。また、地域の演芸ボランティアの訪問も多く、人と人とのふれあいの場としての交流も楽しんでいただきます。
- ④ 通信カラオケや**通信機器を使った運動プログラム**は、心身の健康維持に効果が得られています。

- ⑤ 食事はお客様の大きな楽しみの一つです。当地域ケアプラザでは栄養バランスだけではなく、お客様の嗜好や出身地等を考慮し、メニュー・食材選び、味付け等を行い、お客様に楽しんで召し上がっていただけるような手作りの食事の提供に努めています。



9月 敬老お祝膳



1月 新春膳<富士>



1月 新春膳 <鶴>

(エ) 当地域ケアプラザの認知症対応型通所介護の独自のサービスメニュー

- ① 当日ご利用のお客さま全員で機能訓練として、昼食作りを行います。お客様の状態に合わせて、食材を洗う方、食材を切る方、煮る・炒める等の調理をする方などの分担作業で玉子焼き、親子丼、カレーライス等を作り、召し上がっていただきます。
- ② 戸外訓練（外出による心身の維持向上）として、野毛山動物園へお散歩に行ったり、野毛山荘まつりや区民まつりにでかけたりと、日常とは異なる体験を行い、お客様にとって居心地のよい空間を目指します。



調理機能訓練



スーパーでお買い物



蒔田公園での戸外訓練

これからもお客様の自立を支援し、お客様の持てる力の維持、向上を目指したサービスを提供していきます。

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

地域ケアプラザをご利用くださるお客さまのニーズに合わせた運営を行い、サービスの質の向上を図るための経費を支出します。

収支計画

地域ケアプラザを適切に運営するための収支計画を立て、地域活動交流事業、地域包括支援センター事業、生活支援体制整備事業等、指定管理料を適切に支出します。

利用者サービスのための経費

地域活動交流事業、地域包括支援センター事業、生活支援体制整備事業における、テキスト代や材料費等については実費相当額を頂き、収支報告書において適切に報告しています。

また、通所介護・認知症対応型通所介護事業については、介護保険法における利用料徴収を法令に基づき行っています。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

利用料金の収支の活用

ア 自主企画事業	(ア) 事業の趣旨や内容を考慮した上で、必要に応じてその実費相当額を参加費として徴収 (イ) 徴収した参加費は、材料費やテキスト代、講師謝金、保険料等として使用
イ 通所介護 認知症対応型 通所介護	(ア) 食費や制作物に係る材料費等実費相当額をご負担いただき、その費用の一部に充当 (イ) 材料費等をご負担いただくことで、お客さまの希望に沿ったレクリエーション等を提供できるよう、バリエーションに富んだサービス提供を実施

運営費等を低額に抑える工夫

ア 組織的な取組	(ア) 法人としてDXを推進し、事務の効率化やペーパーレス化、生産性の向上を進め、運営経費等を抑え、法人本部が地域ケアプラザ等の支援を強化できる仕組みづくり (イ) 建物管理・保守、清掃等の委託業者の選定には、電子入札等を実施し、コストを可能な限り抑制 (ウ) 法人が受託している他の地域ケアプラザとの合同による車両リースの一括入札や消耗品の共同購入などによる経費節減 (エ) 超過勤務の適正管理を徹底することによる人件費の節減
-----------------	---

イ 事務の効率化	(ア) 労務、経理等の事務処理に関しては、事務職員が法人本部と連携を取り、業務を役割分担 (イ) DX推進により令和6年度人事・経理システム導入。今後、新たな勤怠管理、給与システム等を導入し業務の効率化
ウ 環境への配慮	(ア) 環境に配慮しごみの減量や資源のリサイクル、リユースを積極的に実施 (イ) 人事・経理システムやケアプランデータ連携システムの導入（準備中）によるペーパーレス化の推進、印刷機で必要なデータを選択できる複合を機導入し不要な印刷しないことによる紙ごみの削減など紙資源の節減とごみの削減
エ 省エネルギー対策	(ア) 節水システムの導入及び電気使用量の節減効果が見込まれる力率改善コンデンサーの設置、電力会社を変更する等、より安価な契約をすることによる光熱水費の削減 (イ) 電力消費がピークとなる夏季には軽装での執務を心掛け、冬季には服装で調節を行いながら室内温度の調整による経費節減 (ウ) 不要な照明の消灯、使用していない事務機器の電源を落として電力の節約

指定管理料提案書
(横浜市藤棚地域ケアプラザ)

1 指定管理料提案書

(1) 地域ケアプラザ運営事業

項目	積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額					
			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	□	12,159,656円	12,325,027円	15,492,648円	12,662,547円	12,834,757円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	□	129,979円	129,979円	129,979円	129,979円	129,979円
事業費	自主事業に係る経費(材料費、講師謝金等)	□	912,916円	925,332円	937,916円	950,672円	963,601円	
事務費	備品購入費、旅費交通費、研修費、通信運搬費、印刷製本費、事務消耗品費 等	■	4,964,243円	5,031,757円	5,100,189円	5,169,551円	5,239,857円	
管理費	・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	□	5,154,206円	5,224,303円	5,295,354円	5,367,371円	5,440,367円	
小破修繕費	・小破修繕費 474,000円	/	474,000円	474,000円	474,000円	474,000円	474,000円	
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>	/	0円	-315,398円	-3,635,086円	-959,120円	-1,287,561円	
施設使用料相当額		/	-1,221,000円	-1,221,000円	-1,221,000円	-1,221,000円	-1,221,000円	
合計			22,574,000円	22,574,000円	22,574,000円	22,574,000円	22,574,000円	
	うち団体本部経費		3,000,000円	3,000,000円	3,000,000円	3,000,000円	3,000,000円	

※1:(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.125人工))+(地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数)+(地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(2) 地域包括支援センター運営事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	□	23,842,924円	24,167,188円	24,495,861円	24,829,006円	25,166,679円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	□	475,929円	475,929円	475,929円	475,929円	475,929円
事業費		自主事業に係る経費(材料費、講師謝金等)	□	645,321円	654,097円	662,993円	672,010円	681,149円
事務費		備品購入費、旅費交通費、研修費、通信運搬費、印刷製本費、事務消耗品費 等	■	2,394,525円	2,427,091円	2,460,099円	2,493,556円	2,527,469円
管理費		・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	□	1,370,105円	1,388,738円	1,407,625円	1,426,769円	1,446,173円
小破修繕費		・小破修繕費 126,000円		126,000円	126,000円	126,000円	126,000円	126,000円
協力医		・協力医 630,000円		630,000円	630,000円	630,000円	630,000円	630,000円
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>		-2,996,804円	-3,381,043円	-3,770,507円	-4,165,270円	-4,565,399円
合計				26,488,000円	26,488,000円	26,488,000円	26,488,000円	26,488,000円
				うち団体本部経費	1,500,000円	1,500,000円	1,500,000円	1,500,000円

※2:(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.375人工))+(地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数)+(地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(3) 生活支援体制整備事業

項目	積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・生活支援Co	□				
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・生活支援Co	□				
事業費	自主事業に係る経費(材料費、講師謝金等)	□					
事務費	備品購入費、旅費交通費、研修費、通信運搬費、印刷製本費、事務消耗品費 等	■					
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>		-1,124,031円	-1,219,598円	-1,316,462円	-1,414,646円	-1,514,164円
合計			6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円
うち団体本部経費			500,000円	500,000円	500,000円	500,000円	500,000円

※3:生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(4) 一般介護予防事業

項目	積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
事業費	一般介護予防事業に係る経費	□	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
合計			154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
うち団体本部経費			0円	0円	0円	0円	0円

収支予算書
(横浜市藤棚地域ケアプラザ)

項目			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
収入 横浜市支払 想定額	横浜市支払 想定額	地域ケアプラザ 運営事業	22,574,000円	22,574,000円	22,574,000円	22,574,000円	22,574,000円	
		地域包括支援 センター運営事業	26,488,000円	26,488,000円	26,488,000円	26,488,000円	26,488,000円	
		生活支援 体制整備事業	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	
		一般介護予防 事業	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	
			55,401,000円	55,401,000円	55,401,000円	55,401,000円	55,401,000円	
収入 介護保険 事業収入	介護保険 事業収入	介護予防支援事業 ・第1号介護予防支 援事業	9,998,136円	10,134,111円	10,271,935円	10,411,633円	10,553,231円	
		居宅介護支援事業	28,104,277円	28,486,495円	28,873,912円	29,266,597円	29,664,622円	
		通所系 サービス事業	117,059,413円	118,651,421円	120,265,080円	121,900,685円	123,558,535円	
			155,161,826円	157,272,027円	159,410,927円	161,578,915円	163,776,388円	
		その他収入	0円	0円	0円	0円	0円	
			210,562,826円	212,673,027円	214,811,927円	216,979,915円	219,177,388円	
支出 内訳	内訳	人件費	150,975,362円	153,028,627円	155,109,816円	157,219,310円	159,357,492円	
		事業費	9,176,747円	9,301,551円	9,428,052円	9,556,273円	9,686,239円	
		事務費	31,584,892円	32,014,447円	32,449,843円	32,891,161円	33,338,481円	
		管理費	14,297,252円	14,491,695円	14,688,782円	14,888,549円	15,091,033円	
		その他	0円	0円	0円	0円	0円	
			206,034,253円	208,836,320円	211,676,493円	214,555,293円	217,473,245円	
	うち団体本部経費	10,000,000円	10,000,000円	10,000,000円	10,000,000円	10,000,000円	10,000,000円	
収支		4,528,573円	3,836,707円	3,135,434円	2,424,622円	1,704,143円		

賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書
(横浜市藤棚地域ケアプラザ)

1 地域ケアプラザ運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人

臨時 雇用 職員等	①	基礎単価					
	配置予定人数	6.0000人	6.0000人	6.0000人	6.0000人	6.0000人	
②	基礎単価	0円		0円	0円	0円	
	配置予定人数	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人	
③	基礎単価	0円		0円	0円	0円	
	配置予定人数	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人	

2 地域包括支援センター運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	3.0000人	3.0000人	3.0000人	3.0000人	3.0000人

臨時 雇用 職員等	①	基礎単価					
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	
②	基礎単価	0円		0円	0円	0円	
	配置予定人数	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人	
③	基礎単価	0円		0円	0円	0円	
	配置予定人数	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人	

3 生活支援体制整備事業における基礎単価及び配置予定人数

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人

4 人員配置の理由

提案する職員の人員配置について、次の欄に理由を記入してください。

--

団体の概要

(令和 6 年 12 月 27 日現在)

(ふりがな) 団体名	(しゃかいふくしほうじんよこはましふくしき一びすきょうかい) 社会福祉法人横浜市福祉サービス協会			
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。				
(ふりがな) 名称	()			
所在地	〒220-0021 横浜市西区桜木町六丁目 31 番地			
設立年月日	平成 9 年 1 月 14 日			
沿革	前身である財団法人横浜市ホームヘルプ協会（横浜市外郭団体）は、昭和 59 年 12 月に設立され、横浜市の在宅福祉サービスを担い、先駆的に取り組んできました。平成 9 年 1 月に発展的に改組し、社会福祉法人横浜市福祉サービス協会を設立、横浜市の外郭団体から自立をしました。以降、老人ホームや地域ケアプラザの施設運営をはじめ、定期巡回や訪問看護ステーション、小規模多機能型居宅介護等にも取り組み、総合的な福祉サービスを目指した先進的な事業展開を続けています。令和 6 年 12 月には法人設立から 40 周年を迎えました。			
事業内容等	当協会は訪問介護事業のほか、地域ケアプラザ（21 館）や特別養護老人ホーム（5 施設）の運営、高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業や訪問看護事業、小規模多機能型居宅介護事業、福祉用具貸与・販売事業等、ここ横浜の地でお客様である市民の皆様お一人おひとりの状況に真摯に向き合い、お客様の満足を第一に高品質なサービス提供を追求した事業を実施しております。実施している事業は以下の通りです。 ①訪問介護 ②訪問看護 ③通所介護 ④短期入所生活介護 ⑤福祉用具貸与 ⑥特定福祉用具販売 ⑦認知症対応型通所介護 ⑧小規模多機能型居宅介護 ⑨定期巡回随時対応型訪問介護看護 ⑩夜間対応型訪問介護 ⑪地域密着型通所介護 ⑫居宅介護支援 ⑬介護予防訪問看護 ⑭介護予防短期入所生活介護 ⑮介護予防福祉用具貸与 ⑯特定介護予防福祉用具販売 ⑰介護予防小規模多機能型居宅介護 ⑱第 1 号訪問事業 ⑲第 1 号通所事業 ⑳介護予防支援 ㉑介護老人福祉施設（老人ホーム） ㉒居宅介護 ㉓重度訪問介護 ㉔移動支援 ㉖計画相談支援 ㉗在宅生活支援ホームヘルプ事業 ㉘地域ケアプラザの受託運営 ㉙養護老人ホームの受託運営 ㉚高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業 ㉛福祉用具・用品販売			
財務状況 ※直近 3 か年の事業年度分	年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	総収入	13, 235, 866, 425	13, 532, 507, 859	13, 712, 032, 341
	総支出	13, 056, 105, 675	13, 306, 223, 095	13, 433, 525, 138
	当期収支差額	179, 760, 750	226, 284, 764	278, 507, 203
	次期繰越収支差額	3, 308, 281, 592	3, 759, 649, 724	3, 707, 066, 633

連絡担当者	
特記事項	